

平成21年 第2回沼田町議会定例会（1日目）会議録

平成21年 6月18日（木）

午前10時00分 開 会

1. 出席議員

議 長	9 番	杉 本 邦 雄	議 員	1 番	津 川 均	議 員
	2 番	横 山 忠 男	議 員	3 番	高 田 勲	議 員
	4 番	大 沼 恒 雄	議 員	5 番	絵 内 勝 己	議 員
	6 番	上 野 敏 夫	議 員	7 番	橋 場 守	議 員
	8 番	中 村 保 夫	議 員	10 番	渡 邊 敏 昭	議 員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	西 田 篤 正 君	監 査 委 員	山 木 一 男 君
教育委員長	植 木 和 美 君	農業委員会長	中 山 勝 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	生 沼 篤 司 君	総務課長	神 憲 彦 君
地域開発課長	横 山 茂 君	財政課長	辻 山 典 哉 君
農業振興課長	辻 広 治 君	住民生活課長	栗 中 一 弘 君
建設課長	谷 口 勲 君	和風園園長	篠 原 毅 君
旭寿園園長	吉 田 憲 司 君		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	松 田 剛 君	次 長	浅 野 信 行 君
-----	---------	-----	-----------

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	金 平 嘉 則 君	書 記	川 嶋 智 君
------	-----------	-----	---------

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
	一般質問
承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて
承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて
議案第 3 9 号	沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 4 0 号	平成 2 1 年度沼田町一般会計補正予算について
議案第 4 1 号	平成 2 1 年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第 4 2 号	平成 2 1 年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第 4 3 号	平成 2 1 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第 4 4 号	平成 2 1 年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第 4 5 号	平成 2 1 年度沼田町老人保健特別会計補正予算について
議案第 4 6 号	平成 2 1 年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第 4 7 号	平成 2 1 年度沼田町公共下水道特別会計予算について
報告第 1 号	繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
報告第 2 号	株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について
報告第 3 号	財団法人沼田交通教育協会の事業計画及び決算に関する書類の提出について
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
意見案第 7 号	地域医療確保と自治体病院充実のための予算の大幅増額等を求める意見書（案）について
意見案第 8 号	現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書（案）について
意見案第 9 号	生活保護の「母子加算」の復活を求める意見書（案）について
意見案第 1 0 号	景気悪化の直撃から学生を救う緊急対策を求める意見書（案）について

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）定例会を開会する前に出席の説明員、並びに傍聴者の方々へ議長より一言申し上げます。本日議会においては、軽装のまま議案の審議を行いますことを予め申し沿えます。説明員におかれましても、上着を脱いで議会に望んでいただきたいと議長より提案を申し上げます。只今の出席議員数は10名です。定足数に達していますので、本日をもって招集されました、平成21年2回沼田町議会定例会を開会致します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番、中村議員、10番、渡辺議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては議会運営委員会で審議をされておりますので、議会運営委員長から報告を願います。絵内委員長。

(議会運営委員会報告 絵内委員長登壇)

○委員長（絵内勝己委員長）おはようございます。平成21年第2回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を報告申し上げます。去る6月11日午後3時から議会運営委員と正副議長出席のもとに議会運営委員会を開催致しました。議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。これによりますと、今定例会に提出される案件は、諸般報告2件、一般質問、町長に対して7人11件、更に専決処分3件、条例について1件、平成21年度補正予算案8件、報告3件、諮問1件がありました。また議長に提出された陳情書7件のうち、4件を上程すべきものとして取り扱うことで意見の一致をみたところであります。以上付議事件全般について審議致しました。結果、今定例会の会期としては、本日18日木曜日から19日金曜日までの2日間とすることで意見の一致をみております。以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（杉本邦雄議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。本定例会の会期は委員長の報告のとおり本日から19日までの2日間に致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から19日までの2日間に決しました。

(諸 般 報 告)

○議長（杉本邦雄議長）日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書を提出致しましたのでご覧願います。

(町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告)

○議長（杉本邦雄議長）日程第4、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題と致します。始めに町長。

(西田篤正町長 登壇)

○町長（西田篤正町長）おはようございます。第2回の定例会を招集申し上げましたところ、ご多用中にも係わらず全議員のご出席を賜りましたことを、まずもって御礼を申し上げまして、一般行政報告を申し上げたいという風に思います。

(以下、一般行政執行方針を朗読)

○議長（杉本邦雄議長）次に教育長。

(松田 剛教育長 登壇)

○教育長（松田 剛教育長）教育行政報告を申し上げます。

(以下、教育行政執行方針を朗読)

○議長（杉本邦雄議長）以上で一般行政報告並びに教育行政報告を終わります。ここで休憩と致します。直ちに全員協議会を開催致しますので、議員の皆様は議員控え室にお集まり下さい。なお、午後の開会は13時と致します。

10時35分 休憩

13時00分 再会

○議長（杉本邦雄議長）再会致します。日程第5、一般質問を行います。町長に対して、通告順に順次発言を許します。3番、高田議員、「トマトジュースの小売価格について」を質問して下さい。

○3番（高田 勲議員）3番、高田です。私は去年の春より値上げを実施した、トマトジュースの町内での実勢小売価格がここに来て、格差が見られるようになりました。このことについて、町長の考えを伺いたいという風に思います。昨年春のト

トマトジュースの値上げでございますが、値上げ幅を数値で追ってみますと値上げ前、30本1箱で1,980円。ちょっと分かりにくいので1本あたりに換算しますが、卸価格で1,980円1本あたり66円となります。これが希望小売価格大体、100円自販機でも100円程度売っていますので100円。値上げ後が卸価格が90円、希望小売価格が120円。現在、今は定価とは言えませんのであえて希望小売価格という標記にさせていただきましたが、希望小売価格ベースの値上げと言うのは、100円から120円。20円で20%の値上げであります。ところが卸値ベースの値上げは66円から90円24円の値上げで36%の値上げ率ということになります。希望小売価格で販売した場合の小売店の粗利は、34円から30円となり粗利率は34%から25%。9ポイントも減少しています。昨春の値上げは、農産加工場、あるいはトマト生産者にとっては原価上昇分あるいは生産資材の高騰分を補う為の値上げであったんだろうなと記憶しておりますが、消費者と小売業者にとってみると、いささか厳しい値上げであったのかなと思います。特に小売業者に取りましては希望小売価格での値上げ率が20%に対し、卸値ベースでの値上げ率が36%にもものぼり、販売意欲を損なう原因にもなっております。

質問の本題に移ります。ほたる館では現在1箱2,900円で30本入りを販売いたしております。町の商店と同じ2,700円で農産加工場から仕入れているのだと認識していますが、確認のため農産加工場からほたる館への納入価格を1点目、まず質問させていただきます。

2点目です1箱2,900円の販売ですと粗利が200円、2,900円の商売に対して粗利が200円。粗利率は6.9%となります。当然人件費もかかりますし、光熱費もかかります販売経費を含めたとき、はたしてこれが儲かっていると判断しているのかどうなのでしょう。ちなみに一般小売店ではとても考えられない状態だと思います。また、今も行っているかどうかは分かりませんが、ほたる館では2,900円にほたる館の入浴券500円、市価で言うと500円相当になるんですが、入浴券を付けて売っていたようであります。

町長の行政報告にもありましたが、トマトジュースの在庫が例年並になったのなら、またほたる館もより一層の健全経営に努めるのなら、適正と思われる価格に値戻ししてはいかがでしょうか。もし、値戻しが不可能であればその理由も含めてほたる館での価格設定について、採算性をどのように考えているのかお伺いしたいと思います。2点目であります。

3点目でありますが、基本的には仕入れた物をいくらで販売しようと小売業者の自由であると考えます。製造業者が価格をコントロールすることは、独禁法でも当然認められていることではありません。しかし、現実には起きている現象として、町中の小売店ではトマトジュースの売り上げが値上げ前に比べて、激減しています。

質問の冒頭述べましたように、今回の卸値や希望小売価格の設定には、無理はなかったのか。原材料の生産者、それから製造加工業者は利益が確保されましたが、小売業者につきましては、利益が目減りしております。この価格設定をどのようにお考えか伺いたいと思います。あわせて、町中の商店でトマトジュースが売れない原因が、指定管理者であるほたる館の安値に起因しているとする、あきらかな民業圧迫であると考えます。町長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

以上3点であります。ほたる館が一般の企業や、民間企業や利益をあげている指定管理者ならこのような質問はいたしません。残念ながら採算ベースにまだ乗らない、指定管理業者であるが故に、このような質問になることをご理解いただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）トマトジュースの関係のご質問ですけれども。まず、前段でお答えしておきたいのは、小売店あるいは卸店の販売数量、取扱数量によって卸値が違うということをも、ご理解いただきたいと思います。地元の商店で年間3箱、4箱ということで同じ料金にしてくれということは、これでは全く話しになりませんけれども。ほたる館が今2,900円、販売してるんだから地元の商店が売れてないんだと、これはほたる館で販売している総量のうち、8割から9割は町外の方が購入しております。地元で売れないというのは恐らくJAさんが2,900円で販売しているから、安いところに行くんだろーと思います。これは今冒頭申しあげましたように、JAさん北酒連を通じて買っているんですけれども、仕入れの数量が全く違うわけですね。そうしますと、当然卸値も変わってまいりますので、後はそれぞれ卸から小売へ行く時の違いだろうという風に思っているところであります。

ほたる館の卸値がいくらかということは言うに差し支えあると思いますので、あまり詳しくは申し上げませんが。議会あるいは監査委員からご指摘のあった、3月前後までは同値です。2,700円でほたる館も卸しておりました。在庫がかさんでこれは緊急事態だということで、ほたる館に対してですね、ほたる館と言いますか私の方から、農業振興課に対してほとんどの利用者が町外だということも考えると、農協の2,900円に同額にするそれぐらいにしないと売れないじゃないか、と言う話をさして頂いたところであります。従って2,900円で売るとすると、申し上げましたように2,700円の卸値ではペイがしないということですから、当然それ以下の、農協さんに卸している以下とは言いませんけれども、かなり低い金額で卸値を設定してほたる館に卸しているところでありあますので、ご理解頂きたい。これは、既に小矢部市の1270ケースと言う大量な取引が成立いたしまして、今後も相当数の需要が見込まれますので、そうした状況を見ますとほぼ過剰在庫は解消したのかなというふうに思っていますから、7月に向けてもう少し内部

で卸値の形態を検討するようにさせていただきたいなという風に思います。その中で、先ほど申し上げましたように、地元の商店でも最大に扱っても年間200ケースまで行かないのと、小矢部市のように千何百ケースとの単位との卸値というのは当然変わると言うのはご理解頂きたいという風におもいますけれども。いずれにしても、個人で加工場に1箱買いに来るものと、それから商店で小売で売の場合の値段と違いのは若干考えなければなりませんので、そうした値段のあり方をもう一度この月内にですね検討させていただいて、再度販売体制を戦略を練りたいとそんな風に思っています。通常の小売価格の標準価格というのは、これはちょこちょこちょこちょこと変えることは出来ませんので、これを変えることはまず難しいだろうという風に思いますし、言ってみれば卸の中間に入るその業者が、余りにも標準価格を下げますと自分達の利益がないものですから、うちのトマトジュースを販売ルートに乗せてくれないというのがあるんですね。やはり幅があって儲けの利潤の大きなものを扱ってやると言うのは、これはやはり商売だろうという風におもいますから、そういう面では非常に微妙なところがありますけれども、加工場の意見も聞きながらですね、何度も申し上げますけれども7月に向けて価格の設定をさせていただきたいなと、そんな風に思っているところであります。

従ってほたる館の現在の価格は2,700円、2,900円で売っていることの間は2,700円以下の価格で納入させていただいている。2番目の回答になるのかと思います。

それから3番目についてはですね、指定管理者からだという風なことでありますけれども、申し上げましたようにその売っている8割から9割は町外の方が温泉を利用知の方がお買いいただいている。そういう観点から言うと、地元の小売業者の圧迫ということは考えられないという風に思っているところでありますので、価格の不均衡があるということについては、今申し上げましたようなことで改善に向けて努力をさせていただきたいという風に思います。

○3番（高田 勲議員）議長。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番（高田 勲議員）採算性についてどうかという質問のお答えが抜けていたかとおもいますので、もし後でも結構ですのでお答えいただければと、十分採算性があると思われているのであれば、そのように答えていただいて結構だと思います。

お聞かせ頂きたい。今回の一般質問するにあたり、町中でジュースを扱っている小売店6点ほどに聞き取り調査、ちょっとしてみました。値上げ前のトマトジュースの売り上げを大体それぞれのお店100としたときに、値上げ後の売り上げってどのくらいですか、比率でですねどれくらいですかって聞きました。まあまあ売れている店で7割、一番少ない回答だったのが2割です。残念ながら、6店中4店が

50%を割っています。値上げ前の半分も売れてないよというのが、小売業者さん。私は全員店主さんに聞きましたのでさほど外れては無いんだろうなという風に思っています。このほかに色んな意見が聞かれました。これは又後で担当課の方に伝えたいと思いますが、3月末の在庫量がこれだと一千数百万になったのも分かるような気がしますし、きっと他の市町村のお客さんに出す分も大幅に減少しているんだろうなという風に思います。

再質問になりますが、さっき、ほたる館は8割ぐらいは町外の人に売っているという風に町長おっしゃいましたけども、町中でも売れてないんですね。じゃあ、沼田の町民ってどこでトマトジュース買ってんでしょうかね。私非常に疑問であります。沼田のトマトジュースはきっと私の聞き取り調査やった範囲では、6店中4割のお店が半分以下だって言ってるんだから、沼田全体で見た場合沼田の町の消費量は値上げ前を100だとしたら、40とかそのくらいのレベルなんじゃないかなという風に思っています。明らかにですね町民のトマトジュース離れが進んでいる証拠であろうなという風に思います。農産加工場は町の中で多くの雇用を確保していますが、町民に消費されないものを作っているんだろうか、町民に愛されない特産品を作っているんでしょうか。20円値上げしたこともやはりトマトジュースが売れなくなった原因の一つ、大きな原因であるとは思いますが。特産品が町民に愛されるように色んな方法があろうかと思えますし、方法は簡単ではなと思うんですが、町民還元用に期間とか数量を決めて、安く販売するつもりはないか、まず1点目再質問で伺います。

それから、JAの仕入先の話がありました。おっしゃる通りJAは加工場との間に中間業者を1軒挟んでおります。一般的には中間問屋を通すと小売店に入る値段は、高くなるのが普通なんですけれども、農産加工場から直接買うよりは安く仕入れているという奇妙な現象が起こっています。現に私が聞き取り調査した6店のうち1店がJAと同じ中間問屋を経由して商品を仕入れておりました。何故農産加工場から直接仕入れないんですか、と聞いたところ答えは明白でした。安いからです。加工場から買うより安いからです。町の小売業者もこの辺の仕組みは理解してるんですよ。農協さんは中間業者から安く買っている。この中間問屋から買ったほうが安いのは分かっているんです。ただ、町を代表する特産品だから、町に協力しなければ、こういう気持ちもあり。こういう気持ちを十分に感じ取ることが出来ました。町の小売店もこの中間業者とほとんど取引があります。仕入れようと思ったら仕入れることが出来ます。そうすると加工場は今までよりも安い値段で、少ない数かもしれませんが出荷しなければならなくなります。先程卸値の形態を検討しますと言うお話もございましたので、この辺は町内の小売業者の気持ちも十分に踏まえて、卸値を見直していただきたいなという風に思います。

あと、値戻しはしないと言う話なんですけれども、2,700円で仕入れたものを2,900円で販売して、ほたる館は2,700円じゃないんですけども、町の業者したら200円しか合わせようと思ったら利益が無い訳です。高かったら売れません。このような利益で、特産品を育てようと言っているようじゃ、もうこの特産品はある意味末期なんじゃないかなと思います。丹精込めてトマトを作っている生産農家や、暑い中汗をかきながら作業している加工場の職員、ディスプレイ等一杯工夫して1個でも多く売ろうとしているほたる館の職員に普通のお店で2,700円でしか入らないものを、2,900円で売るというのは彼らにすごく失礼なのかなと言う風に思います。雪中米もいい例だと思います。価格は商品の評価であり高品質が価格に反映されることにより、生産者や販売者の士気が上がるのかなと思います。この辺も踏まえて再度、ほたる館での販売価格の見直しの意思は無いか伺います。以上質問は2点になります。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）冒頭でも1回目で説明しましたように、ほたる館も含めて卸売りの価格を検討したいということでありますのでご理解を頂きたい。私の言っているのは標準の小売価格は下げませんということです。ですから卸値は取り扱ってくれる数量によってもう一度見直しをかけて、高くなるところもあるでしょうし安くなるところもあるということをご理解頂きたいという風に思います。それと調べたものが違うのかもしれませんが、私のもらっている資料では19年あるいは20年にかけてですね、2年の比較表がありますけれども、地元の商店でそんなに落ち込んで販売が落ちているという数字はきていません。実際には100%売っている。それから一番低くても約60%。それから90%、80%、70%台と言う報告がきていますから、そんなに極端に販売が落ちているということはないと思います。ただ、今年の4月、5月にかけては落ちています。これは、今売れないということで価格を若干下げて引き取ってもらった関係がありますから、その時に引き取った方については早いうちに引き取って儲けを多くして売ろうということで引き取ったんだと思いますので、その辺の違いはあろうかと思いますが、1年間の、19年、20年の比較で行きますとそう大きな差は出ていないということ。それと何度も説明させていただきますが、北酒連ですとか、北酒販ですね。この大きなところに卸している価格。それで地元の小売業者がそこから取った方が安いって言うのであれば、それはそちらから取っていただいた方が結構だと思います。私も直接加工場から取ってくれとは言いませんので。ただし、これらの大きな取引をやはり私どもとしても中止をさせるわけにはいかないんで、やっぱり取引の額と言いますか、引き取り額によって大きな差が出る、卸値の差がでるということをご理解いただきたいと風に思います。ちなみに、去年20年度のですね、地元の商店

で1番大きな取引をされたところで143箱です。1番少ないところでは、5店舗が名前が出ていますけども1番少ないところだと21箱。ですから北酒連ですとかホクレンですとか、あるいはほたる館。こういところから見ると、販売の数量とういのは相当開きがあるということもご理解頂きたい。ただおっしゃるように、地元の還元用と言いますかね。これは昨年もある方からアドバイスをいただいてそれに取り組んだんでありますけども、取り組もうとしたんでありますけども昨年といいますか今年ですね。もう既にたとえば学校の先生方だとか役場の職員だとか、農協の職員だとかそういうところに、苦しい状況にあるんでなんとか買ってくれということで、かなりの数の数量を一定の額で買っていていただいています。それにあわせてまた、町民還元用となるとちょっと理屈が合わないということで止めました。ただし21年度についてはですね、ご指摘の町民還元用については十分検討させていただいて、これはぜひ実施をさせていただきたい。

それとあわせてですね、地元で地元の商店が販売するということですから、数量の下限はもうけんきやなりませんけど、1箱、2箱でも買うんだってことになりませんけども、一定の下限を設けてですね、地元の商店で扱う方に少しでも現状よりも利益の上がるような方策も若干検討させていただきたいと言う風に思います。

ずれにしてもですね、今まで何となく私どもも自分の部署でありながら十分理解できてない部分があってですね、それぞれのご指摘の中で、今年度5月からですね、担当の専任職員って言いますか、改善する為の職員を今特別に配置を農業振興課に行っております。5月からかなり頻繁に加工場に出向いていただいて、それぞれ改善項目を随時報告いただいていますけども、こんなこともやっていなかったのかなということが思うぐらいですね、そういう改善項目がありますんで、それらの改善項目とあわせて今ご指摘の卸単価ですね。標準の小売単価についてはこれは変更できないということを申し上げましたので、卸値をどういう風にして設定するかということをお私どもとしても十分検討させていただきまして、議会の議員の皆様方にも承知いただける範囲で資料等も提供させていただきたいという風に思います。

○3番（高田 勲議員）議長。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番（高田 勲議員）わかりました。価格改定のほうはよろしくご検討ください。

3回目なんで、町長、販売促進とか販売促進策ていうことは失礼ですが、ご存知だと思っんですが。今まで1,980円が入ってきたものが商店の場合仮に2,700円になっちゃう。これはどうにもならない、与えられた条件なわけです。これは与件といいます。一般企業であるならば、違うものを売ろう、他の商品で利益を上げようとなりますが、そうもいかないのがほたる館なのかなと言う風思います。これも与件ですね。ほたる館やっぱり売らなきゃ駄目なんです。これらの与件の上に

立って起こす行動が販売促進策、こういう風にいいです。今回の2,900円の販売については、中には安く売るのも販売促進だと言う人もいますが、町の商店に与える影響というのはやはりそれなりに口コミであって、農協でも同じ値段で売っているよ、で農協に行って皆買って町の小売店がなかなか売れなくなった。そういうこともあるようです。2,900円で逆に売るのでしたらね、3,200円で売って3本付ける。基本的には同じですよ。だいたい似たりよったりなんですけども。これだったら立派な販売促進策だと思います。ただ安く売るのはこれはもう乱売としかいいようがありません。非常に町中の商店に与えたある一軒のお店、たまたまほたる館だとすると、ここのお店が町の中の商店に与えた影響、農協も含めてですけどもかなりあったのかなと思います。今回はですね、トマトジュースのような仕入れて売る商品だからこのような質問が出来たんだと思いますが、ほたる館と町の商店ってかぶっている業種何個かやっぱりあるんですね。なかなか質問のしにくいゾーンなんですけども、ほたる館は欠損が出たときは、町費を持って補てんする、指定管理者であります。他の商店の影響も十分に考えて商売をしていただきたいなという風に思います。答弁は結構でございますのでこれで私の一般質問を終わります。

○議長（杉本邦雄議長）次に10番、渡辺議員、「道営基盤整備事業について」を質問して下さい。

○10番（渡辺敏昭議員）はい。10番、渡辺敏昭です。私は20年度の昨年の第2回の定例会で、道営の基盤整備事業について町長に一般質問させていただきました。平成15年からの国営事業の計画が中止になったことを受けて、道営の基盤整備事業の計画がでていることから、町長に町の考えを伺ったわけですが、あの段階では町に支援要請も特にないということで、21年度に向けて改良区から相談があれば具体的に議員の皆さんに相談したいということでございました。あれから1年が過ぎたわけですが、事業計画は着々と進んでいますし、計画規模も大きくなっています。なんとかパワーアップ事業の最後の1年にでも、食いつけないかという思いで今だ計画半ばですが農村議員の一人として大変気になるところで、改めて今回町長の思いを伺いたいと質問させていただきました。

沼田町の農業の現状については私が今更ここで述べる必要も無い訳ですが、平均の水田で13ヘクタール、全体で16ヘクタールを超える勢いで農地の集約が進んでいます。しかし、早くに基盤整備に取り組んだところや、山間地には小規模の水田が沢山ありますし、暗渠等の入れ替えに迫られている圃場もあります。なによりも、今よりも更に農地の集約が進むとすれば、作業効率のアップと大型機械の導入が可能な圃場にしておくことが、沼田農業の前進には不可欠だと思います。残念ながら、国営事業は様々な理由で最終合意には至りませんでした。今回の道営事業に

については、個々の希望を十分に汲み取った上での計画ということで、受益者の期待も大きく、規模が増大する中で改良区では希望漏れがないよう、聞き取り調査の最終段階を行っています。昨年の今頃の計画では42億程度の事業予定でしたが、直近の予定では区画整理と暗渠排水など、農家直接部分だけでも45億円、改良区移設等で19億5千万円をみており、総計で64億5千万円以上の事業計画になっているようでございます。計画が膨らんだことから、東、中、西の三つの事業地域に分けて計画を進めていて、先日改良区の理事会も通過したことから、本格的に事業に乗り出そうとしております。

問題は総工費64億5千万円の内、農家直接分が計画通りの45億だとしても12.5%の5億6千250万円の負担があることになります。農家一戸当たり平均でも300万円程度になります。改良区の施設等の改修分もあわせると360万円程度になり、豊作年が4、5年続いて農家は余剰があるように見えますが、農産物価格は相変わらず低迷していますし、石油製品や肥料、農薬、農機具等の値上げ考えると15年で償還したとしても、1年に20万以上の経費上乗せは大変な負担増になります。そこで一つ目は少しでも受益者負担の軽減を願いこの事業を道のパワーアップ事業にのせてもらいたい、というのが今回の質問の趣旨でございます。本来であれば、受益者で期成会を作りそこで町に要請するのが筋道と思いますが、希望漏れがないようにこの月の26日を聞き取りの最終日として取りまとめている関係から、その準備が十分にできていません。

しかし、第3期パワーアップ事業も可能なところあと1年ですので、何とか1年分でものせてもらいたい。それには、要請があったときに町長の早い決断が欲しいということで、先走りになりますが、町長の心中を伺いたいところでございます。本事業計画のパワーアップ事業最終年度、改良区の予定では平成22年度は全て設計、測量を予定しています。その額6億7千600万円、パワーアップ分は5%分と施設分の2.5%分がありますが、私の計算では約3,060万円。町負担分としてその半分の1,530万円ぐらいが初年度負担で考えられます。予算の問題がありますので、是非今から検討していただければと思い、質問させていただいたところでございます。二つ目は前回の町長答弁にもありましたように、この道のパワーアップ事業が平成22年度で終わり、次の予定が立っていないと伺っております。道財政は大変厳しいですが、是非パワーアップ事業の継続化、新しい助成事業を起こしていただきますよう、首長会議等をお願いするところでございます。この基盤整備事業が現行のパワーアップ事業と同じく助成をいただくと、6年間の総体で2億7千400万円程の軽減になります。半分が町助成と考えると、町財政も大変厳しいところですが、基幹産業、農業基盤の転換期になる事業だと私は考えております。その点も考慮していただき、町長の考えを伺いたいと思います。よろしくお願

いします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問のように２２年度でパワーアップ事業は終了いたします。現在ですね、空知の町村会あるいは、道の町村会はもちろんそうですけども。

２３年度以降についてもどういう形であろう、このパワーアップ事業が継続されるよう要請を、ここ数年続けていますので、２３年度要するに事業が始まる頃にはですね、間違いなくこれは何らかの形で継続されるだろうというに思います。ただ、その率ですとかね、名称ですとかそういうものについてはまだ具体的なあれはありませんけれども。そういう方向で行くだろうという風に思っていますが、なお気を抜かずに押していかなければならないかなそんな風に思っております。それからあの、道営事業、町経由して道へ申請してる訳でありますから、処理上は拝見をさせていただいております。しかしながら、改良区からまだ正式にそういう町に対する負担要請っていうのはまだありませんので、まだ担当財政課も含めた中で将来的にどうしようかって、いうような考え方はまだ検討していないのが実情であります。しかしながら、農家の皆さん方の置かれてる状況等考えますとですね、やはり何らかの形で対応してかんきやならんという風に思っておりますので、そういう要請があり次第ですね、私どもとしても内部で十分協議をさせていただいて、できる限り対応できるように努力をさせていただきたいという風に思います。

○１０番（渡辺敏明議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡辺議員。

○１０番（渡辺敏明議員）この問題はまだ先走ったような質問ですので、回答を完全にいただくという風には思っていないんですけども、町長の考えを是非聞かせていただきたいと言うことで、お願いしたところでございます。近頃一等地でも小さな水田はどうしても価格が低く見られています。これらは土質の質よりも、土質よりも耕作のしやすさとか、ある程度の大きさの区画があることが農地集約の際の価格決定基準のひとつになりつつあります。大型化してコストダウンにつなげようとする農業者を支援するためにも、この基盤整備事業には前向きに取り組む必要があると私は思っておりますので、道の財政が厳しい折この事業自体が聞くところによりますと６年以上に延びることも考えられるようでございますけれども、どうぞよろしく町長の方で前向きに進めていただけるようお願いして私の方は質問終わらせていただきます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、要望でいいですね。

○１０番（渡辺敏明議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）それでは６番、上野議員、「沼田消防団について」を質問して下さい。

○6番（上野敏夫議員）6番、上野です。私はあの沼田の消防団、消防署も関係してのことで質問させていただきたいと思います。本当に沼田は色んなことで昨年から火災だとか色んな野焼き、色んなことが発生して、いつどこで何が発生するか分からない状況が、これは自然災害もありますけど、色んなことで町民の安心、安全からいっても災害に関係する職員数、更に団員の人数これは定員が決まっていますが、なかに欠員されている地区もあると伺っています。それと私この質問することにつきまして、私あの約25年間ほど消防団員としてお世話になり、更にラッパ隊としても20年以上お世話になっていたこともありまして、今日の質問となっておりますことをご理解いただきたいと思います。そのことからいっても、私の時と今は大分変わってるんかもしれませんが、消防団員のほう、年間の行事の回数が増えているような気がするし、単価的なものを私のときから見ると若干上がってるのかなと思ったりしております。それと行事の回数のことからいいましても、消防団員、または役員の方、幹部の方、色んなことで色んな行事があることによって相当負担になって、私のときはなっていたんで、今もそういうことはあるんでないかなと思いますんで、その辺町長どう考えて今後の消防についてのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）通告の内容でお答えさせていただきたいという風に思いますけれども。日頃から本当に団長以下ですね、団員の皆さん方色んな場面に大変なご苦労いただいておりますことは、これは私も始め町民の皆さんも心から感謝をしているんだろうという風に思います。そうした日頃からのご協力があって、安全、安心の町が維持できるという風に理解をさせていただいております。年間ですね、火災ですと非常の時のここ数年は1、2回程度出動がある訳でありますけども。その他に団員としての訓練ですとかそういうものが年22回、22日ほどあるという風に報告をいただいております。しかしながらこの22日間、これは団長、副団長、分団長だとか幹部の皆さんになりますとまた違うのかもしれませんが。団長なんかですとこんな日数でないと思いますんで、大変な出役なのかと思っております。一応こういう年間の行事については、それぞれの分団において団員皆さん方参加の基にですね、協議をいただいて年間の行事を決めていただいていると聞かせておりますので、できるだけやっぱり農作業とかですね、それぞれの作業、仕事に差し支わりのないよう努力をさせていただいているという風に聞いております。

それと団員の充足率はですね、沼田の場合、これはあのどの人数、団員数が何人だったら適正なのかというのはなかなか、決めることが出来かねる状況だという風に思いますが。北空知管内仮に申し上げますと、深川が240の定員に対しまして216、90%の充足率ですね。妹背牛がほぼ沼田と同じ人口ですけども、50人

の定数で48人、96%。秩父別が50人に対して50、100%ですね。北竜が70人に対して58%、83%の充足。幌加内が56人に対して46人、82%の充足率です。沼田は95人に対して93人ということで、98%の充足率ということでございますから、定員に対する充足率はほぼいい状況に行っているのかなという風に思っております。ただ、しかしながらそれぞれ町によって特徴があるかという風に思いますので、この沼田町の消防団員が95というのが適正かどうかというのは、これは数値で表すことはできないという風に思いますが。ほぼ団長以下消防団の皆さん方、あるいは色んな方のご意見も参考にしながら消防団が求めている数字がこの95ということでございますから、そういうことで私どもとしてもこの95の充足に対してしっかりと充足を図ってかんきゃならんという風に思っております。消防団、あるいは後援会ともどもそれぞれ団体にも協力を求めまして、現在のところはきっとJAの北いぶきから3名、土地改良区、職員の少ない中からでありますけども、3名の入団があつてですね今の93名の充足、団員を維持しているということでご理解をいただきたいという風に思います。

冒頭申し上げましたように、団員の皆さん方それぞれの仕事もありますから、できる限り出動回数の少ない、あるいは負担のかからないようにということで消防団自体もそういう努力をさせていただいておりますし、してるようでありますし、それぞれの事業の計画にあたっては、団員それぞれ参加の基に決定をいただいております。ということでございます。そういうことでご理解をいただきたいという風に思います。

○6番（上野敏夫議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○6番（上野敏夫議員）あの、今町長言われたとおりなんですけれども、消防団と言うのは本当に沼田にとって本当に団長の判断で即、動ける組織。本当の人が災難、搜索願にしても、災害時にしても即町民に役に立つ大切な組織だと私思っております。本当に火災現場行っても、本当に皆さんが本当に町内の方々がいても、本当に例えば吹雪のときでも火災あつても、本当に団員はその中で一生懸命自分の身体を犠牲にしながら、命がけの作業というか、命がけの消防団員としての役目を果たしておるのが実態です。そのことから一点、本当に団員の数って言うよりも団員を増やすことによって、町づくりにもためにも役に立ちますし、団員を人数が95が定員だから、それに近づいてるからでなくて、やっぱりひとりでも町民が住民参加型の消防団員になるように、していただきたいと思います。

今それと町長が今言われたように、農協さん改良区さんからそれぞれ団員が、入られてるとお聞きしましたけど、これは一団員という感覚で入っていると思うんですけど、これ同じ活動ができていいのか、これが普通の団員とちょっと条件が違うのか、とういこともちょっとその辺同じでなつてほしいんですけどね、やっぱり仕

事柄がちょっと無理なのかな。更に後その職員の団員については、地域を守るって意味からも、ちょっと地域のことを分らない職員がでてくると、地域を守るって意味からいっても、ちょっとかけてくるような私、気しとりますので、できれば地域から団員を定員に近づけるような努力をすべきと思います。

それと、団員の行事がちょと多いような感じがしておりますということなんですけど、一回の手当が大体決まってるんですけど、その手当が管内で行くとまあまあのところに、手当がされているとお聞きしましたけど、沼田は本当に北空知、更に空知、全道の中でも色んなことで団員が活躍されて、色んな大会にも出かけたり、色んなことで活躍されているし、見本となる団員だと思っておりますので、このことについてももっと出動回数よりも、手当をアップしてあげて団員の活動に感謝し、やっぱり安心して町民が暮らせる町づくりにしていっていただけたらいいかなということと、を思っております。またあの、沼田の消防署の、沼田の消防署は救急も北竜町の関係で救急車も兼ね備えておりますけど、災害時の時には救急車には最低3名、更に災害時の時には消防車が何台も出かけて指揮命令等も始まって、その他支署にはそれなりの体制を整えて置かないと、万が一の時に人命に係わる、消防署なので、やはり職員の数も今のままで、まあ財政苦しいと言えはそれまでなんですけど、やっぱり災害のときに対応できる人数が今のままで確保されているのか、また、今の消防署の車庫、事務所関係ですけど、手狭でなんか車庫は狭い、段々大型車になってきたっていう経過もありますけど、どうもその沼田の消防の中に私も入ってて、どうもその大型車が出入りするには本当に狭くて、緊急の時には出づらいうような体制、更にあの車庫の前は傾斜地になっておりまして、そこに大型車が洗車とか点検するときには、どうもその歩道に大型車のボンネットを出して、歩道を通行止めにした中で洗車とか点検とかこうやられてるのが実態なんです。

このことから言っても消防署の今後の、過去には移転の話もあったの私聞きましたけど、今の消防署の場所で本当に機能を十二分に果たせるのか、それにあの、職員の訓練、体力訓練、室内のものはあるんですけど、他の消防署あたり見ますと、結構その職員は本当にロープを使ったり色んな訓練する場所がすぐ側に備え付けられておりますし。沼田の場合はそういう機能もないし、更に消防団員の演習の訓練関係でもですね、今までは沼田の除雪ステーションのところで演習訓練がやっているの私の家から何回も見せていただきましたけど。除雪を委託、その町道を委託することによってあの車庫の前に既に大型車が4台置かれて訓練できるような体制になっておりません。そんなことから見ても、色んな訓練場所も不足しているようにも思いますので、できたら町長は今後沼田の消防、更に団員の訓練場所色んなことをこう、将来について考えをあればお伺いしたいと思いますし、更に今色んなニュース等でも取り上げられているように、不審物だとか化学薬品、本当にこれから

消防の果たす役割は本当に広範囲に広がっていると思います。今後の消防のその移転を早急にして、安心して暮らせる町づくりにするべきと思いますが町長ちょっとその辺伺いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）沢山ありますんで全部じゃないかも知れませんが。まずですね消防団員は、サラリーマンって言いますか、それぞれの職場からじゃなくて地元で働くということですから、やっぱり、農業、商業やってる方からだろうという風に思いますが、これはあの消防団ずっとそういう傾向でやってきてまして、先程申し上げましたように後援会、あるいは団の幹部の皆さん方もそれぞれの地域で団員の募集に努力をした結果、そういう応募される方がいないという事で、やむを得ずやっぱりその農協さん、それから土地改良区さんに団長が赴いて要請をしているという話を聞いていますから、議員さんのおっしゃるように地域にいらっしゃるんであればそれはどんどん議員さん出していただければと思うんですよ。あそこにあの方入るって言うてよっていうんであればすぐもう受け入れしてですね、充足率問題なしに今でも93で空いてますからね。是非そういうことでご協力お願い申し上げたいという風に思います。消防団としても、しつこいようですけども苦肉の策でやっぱりその、JA だとか改良区に頼まざるを得なかったのが実態だろうという風に思いますんで、そういう点もご理解頂きたいという風に思います。

それから、団員が非常に大事だということは私ども分かっておりますけども、その人口規模あるいはその面積等もあろうかと言う風に思いますけども、今申し上げましたようにどういう規模が適正なのかというのはなかなか判断がしにくい、これは消防団の皆さん方も団員会議の中でですね、沼田の定員をなんぼにするというのは論議をいただいているわけでありますから。現状95名ということに対しては、消防団の方からこれで少ないという話は全くありませんので、そういう話が議会であった言うことをお伝えしますが、現状のところはそんなところで、現状の充足100%にする努力をしながら頑張っていただくように努力をしたいという風に思います。なおかつそれでも必要であるということであれば、

例えば、例えばが適切かどうか分かりませんが、自衛官も予備自衛官ってのありますからね、退役した、退職した自衛官が予備で登録しておいて非常時のときに出動するってのありますんで、議員さんのように消防のOBの方の登録をいただいて、非情時の時に活用する、そういう方法も一つの方法かなという風に思いますんで、すぐできるかどうか分かりませんが、そんなお話も頭にちょっと私ども置かして頂きたいという風に思います。

それから支署の体制についてはですね、これはもう長年議会でも論議いただいてですね、11名というところが長かったんでありますけども、これを14名まで議会

の要請もあつたりして、この人数になつてゐるわけではありますが、現状の救急体制をやりながら14名と言うのは、幌加内支署が救急1台で同じ体制でやっております。従つて私どもとしては、大変かもしれませんがこの14名で当分の間、当分といひますか、努力をして頑張つていただける、そういう風に思つてます。支署が狭いとか、車両のあれも狭いと言う話、これはあの役場を改築する時にそういう話がありましてですね、消防ともよく相談させていただいたんでありますけども、消防団としては現状の沼田の役場の庁舎とつながっている方が、何かと便利だということと、入り口の柱さえ狭くしてくれれば、車の出入りはまったく問題ないということで、現状の改修状況になつております。このこともまたご理解いただきたいという風に思ひます。手狭であるということは確かなのかもしれませんが、我慢の出来ない範囲ではないのかなという風に、我慢の出来る範囲でないのかな、そんな風に思つております。

それから訓練場所につきましてはですね、役場のちょうどあのそこの火の用心つて書いてあるホースの乾かすつていますか、ところありますけども。あれらがやっぱり、消防の支署の職員の訓練場所ですと実際に使つてますんで、支署の職員としては役場周辺の走法訓練、走法つて言うか走る訓練ですとかね、そういうものやりながらやっておりますので、別に訓練場所が不足だと言うような話は一度も聞いたことがない状況です。

それから、団員の皆さん方の除雪センターでの訓練は、これはあの除雪センターで訓練したのをこちらに来たのは、消防団の皆さんがこちらに来たんで、私どもがあそこ使えないよと言つたわけではないんです。便利なのでこちらの役場の前を使わせてくださいという、消防の申し入れがあつて使つていただけてますから、これはあの除雪センターの前でやるつていうことであれば、今の除雪の3台か4台並んでましたけど、あれらをどっかに移動させるとういことは可能ですので、そういうことが出来るんでないかなという風に思ひます。

しかしながら、私どもとしてはやっぱり、消防の団員の皆様方ですね、大変なご苦労に対して色んな思いでいる訳でありますけども、ご指摘のあつた出動手当ですね、北海道の中でだいたい真ん中ぐらいなんですけども。これは1市5町、それぞれ統一した支給の仕方をしております。災害出動4,200円、それから警戒出動が3,900円、訓練も3,900円、それから会議に出た場合だと1,800円。これはあの1,800円という会議に出て、出すのは全道の消防でもそう数がなくてですね、北空知1市5町の特徴的なあれかなと言う風に思ひますけども。現状の財政状況の話、話もありましたけども私どもとしては、消防団の皆さん方にこの額でご理解をいただいて、予算要求も常にそれで上がつてきておりますから、現状はこれを改定するということは現在考えておりません。するとすればですね、

深川市も含めた1市5町で統一的なものを話し合いしながら、改定するなら改定するという方向で行かざるを得ないのかなと言う風に思っております。なんか漏れてるところがありましたら、また後ほどお答えさせていただきます。

○6番（上野敏夫議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○6番（上野敏夫議員）今町長が言われた訓練場所について、私の説明ちゅんかこの、答えが、言葉が悪かったのかと思いますけど、連合演習については庁舎前で行ってるんで、それについての訓練する普段あの今ほとんどその農家の方とか、商工の人もそうですけど、本番に向けた訓練する場所が、今んとこあのステーションとこでやってる、救急車も持ってきた中であっこで行ってたちゅうことで、その辺あの考え、そういう風に使われたちゅうことで理解していただきたいと思います。

それとあの消防団員のこう、あの手当てについて北空知大体統一されてるようすけど、消防団員にこう手当が当たっても、そのお金は町の商工だとか料飲店組合とかいろんなことでこれ、お金が回ってて、それぞれ団員の親睦、いろんなこう農業の話、色んなことについてこう団員としてこう、誇りに思いながら団員に入ってることによって、色んな話が聞けて役に立つっていうこともありますので、町長もこれから本当に団員を暖かく見守って、出来るのであれば、出動手当を本当に全道一ぐらいにするような意気込みの中で団員を守って行ってほしいと思います。

あとその、消防のその場所は庁舎と一緒になってる方が色んな何かと便利がいいっていうけど、現実その時と今はもう既に、大型車両が増車されてこう色んなこう機能器具が色んなもん出し入れする時に、本当に今の坂のような状態では私はこう上手く訓練が出来ないと思いますので、その辺も訓練しやすいような、消防車両が安心してこう点検できるような、場所に移動、場所を将来移動すべきだと思いますけど、その辺は町長どう考えておりますか、お伺いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）最初の訓練場所、これはあの本番であろうが、事前の練習、訓練であろうが全てここでやりたいということですから、消防団が言ってることで私どもがここで駄目ですよっていいことでないんですね。そして実際ここを使って、日常の訓練もやっていますんで、役場の閉庁になった後はですね、空いていますからそういう意味では使うのは差し支えないということで、許可をさせていただいておりますのでご理解いただきたいと思います。

それから出動手当のことも、でなくて場所のこともありましたけども、このことは消防団の意向も確かめながら改築の時に恐らくそういう対応をしたんだろうと言う風に思いますんで、団長のご意見も伺いながらですね、今のところがそういう不便さがあるって危険性があるとかって、そういうようなことであれば、私どもとし

ても将来についてでね、将来どういような状況が起きるか分かりませんから、そういう話があるとすれば検討の中に加えさせていただきたいと言う風に思います。
○議長（杉本邦雄議長）はい、次に移ります。5番絵内議員、「沼高の閉校後の対応について」を質問して下さい。

○5番（絵内勝己議員）5番、絵内です。沼高の閉校後の対応についてと題して質問させていただきたいと思います。今日それぞれ、議会の前にそれぞれこの関係についても、説明がございましたんで、このことがわかつとれば形を変えた中で質問すればよかったなと言う風に、なんとなくやりづらいなという感じしております。でも、町民の皆さん方から、お前こういったことについて心配なんでちょっと質問してくれよということで、質問書を出させていただいております。

であの、ご案内のとおり沼高も沼田、平成22年3月で閉校となります。これまでも沼高存続に対して、沼田町長を始めとする沼田町民の皆さん方のそれぞれ大変な努力をさしていただいたにも係わらず、とうとう閉校にならざるを得ないそんな状況下になることはご案内の通りであります。

それに対してですけども、今後ですねどのように、道教委の方にも働きかけていくのか、そういったことも含めてですね、町長の方からご答弁を頂きたいと思います。

道教委もご案内の通り、非常に金のない状況でありますので、金を出したくない状況からあることは事実でありますけども、ただ町としてもこのまま道教委の言いなりになると言うのは、どうも私自身も町民の一人として納得の行かない部分があります。学校存続の時にもあれほど言ったにも係わらず、いざ閉校して後になったら金がない、後始末何にも出来ないような表現も聞こえてくるわけでありますけども、それらに対しての町としての何か行動も取っていけばいくらかでも、足しになるのであればそういったこともしなくてはいけないのかな、そんな風に考えておりますけども、そういったことに対しての町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ご案内のように、やはり教育施設の再編っていいですか、配置をする再配置をするのに、沼高をどうするかって言うのは大きな課題だろうという風に思ひまして。既に私どもとしては関係方面に対して要請活動を続けております。

しかも、妹背牛もそうですけども、砂川もそうですが、そうした空知管内で三笠、由仁とこれからどんどんどん、閉校沼高も入れますとですね、かなりの数の学校が閉鎖される、それが地域の中で板張りの校舎そのまま残るということになるんです、これはやっぱり地域の振興上、大変なことだろうと言う風に私は思っております。そういうものを伝えながらですね、懸命に今努力をしているところであり

まして、その額がどの額になるかということは、まだ確定ではありませんけども、少しでも多くの金を投入していただいて、何とか活用していく方向で住民の皆さんの理解を得たいなど、そんな風に思っているところでもあります。

また、あわせてあの沼田高校の同窓会、大三島さんが会長やってらっしゃいますけども、同窓会からは是非沼田高校を残していただいて、使っていただいてその校舎の中に沼田高校の資料館的なものも一室確保したい、ほしいというそういう要請も受けている、これは議会にもいってるはずだと思いますんで、受けてるところでありますんで、そうした思いと重ねながらですね、何とか沼田高校を利活用できるようにそれにはやっぱり道教委が一定のやっぱり金を出さないとですね、住民の理解も得られないということでもありますので、それぞれの道議会の先生方にこれからもやっぱり協力をお願いをしながら住民の、まず先決になるのは住民の理解を得ることでもありますから、そういう平行させていただきながらですね、沼高の校舎の利活用について努力をさせていただきたいという風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○5番（絵内勝己議員）あの、どっちにしても沼田町としてもなんとかやはり前向きにそういった後の処理が出来るように、町長始め私達町民も努力をしていかなきゃいけない、そんな風に感じてるわけであります。

それで、沼田高等学校も沼田町のメーンの通りでありますので、少なくとも一番最後に道教委も金がないよということで、窓にコンパネを張って後手出しできませんというような、手出ししませんというようなことに絶対ならないように、それぞれお互いに努力していっていききたいもんだとそんな風に考えてるところであります。

先ほども説明の中にも色々ありましたけれども、それぞれ小学校にしても中学校にしても非常に耐震装置等においても非常に心配されるそんな一つの状況下にあるわけですので、是非なんとか沼高を、の跡地を有効に利用しながら最大限に利用する方法を取っていければとそんな風に考えてるところであります。

そして、やはりどうなんでしょう町長を始めそれぞれ道教委のほうにもまた、道議の先生方のほうにもそれぞれ、手配は、それぞれ手を打っていらっしゃるの私もあるわけですけども、町としても何かそん一つの行動っていうか、そんなようなこともしなくていいのかどうなのか、そんなことする必要ないのかどうなのか、その辺もあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）申し上げましたように第1段階はやっぱりその、沼田高校を中学校に転用してもいいということの理解を得ることが大事なことだという風に思いますし、それまでの間は水面下でですね、どれだけの金が獲得できるか、そういう努力をさせていただいて、理解が得られた段階でこれはやっぱり単に行政だけ

でやれることではありませんので、同窓会やっぱり強力に動いてもらわんきやなりませんし、そうした同窓会の思いってのはやっぱり、道あるいはあの道教委ですね、道議会こういところにはやっぱり通じるだろうという風に思いますから、議会の皆さん方の力も借りながら、やっぱりあの私ども単独で要請するんでなくてですね、広い力を結集して少しでも有利な条件が取れるように努力をしたいという風に思います。それに該当させられるかどうか分かりませんが、幸い経済対策の臨時交付金北海道かなりの金が入っていますから、それで今回の6月の定例には特種学級の支援高等学校っていんですか、その太陽光等の設備をかなりの数で投資するようでありますので、その中に是非とも沼田高校の改修、これも入れてもらってですね、やっぱり知事がやっぱりその支庁再編と同じだと思うんですよ、高等学校をなくしてその後コンパネ張ってほったらかすなんていうことは、これは本当に何もやらないっていうんだったら新聞社に持ち込んででもやらんきやならんってくらい思ってるんです。

やっぱりそれだけ、やっぱり地域が疲弊するわけですよ、校舎に窓にそういう風に張られて状態で放置されることは大変なことだという。しかしその、支庁制度の場合は支庁、高橋知事はやっぱり地域の振興条例を作ってまで後押しをしますよって言うわけでありますから、道教委はやっぱり閉校した後の後始末ぐらい考えて閉校をやってもらわないとこれはいかんのかなと思うんです。これはもうちょっと先に分かってれば沼高の時も話をしたんですけども。そういう状況でなかったんで黙ってたんですが、今の状況ですとやっぱりこれからは、例えばどここの高校を無くすとすればなくした後をどうするんかってことを示してからやっぱり、なくすってそういう方向に行かないとこれはやっぱり道民と各町との隔離された状況ってのはまだまだひどくなるんじゃないかって、そんな風を感じてるところでありますので、こういう思いは他の会合等でもかなり今言ってますから、道教委あるいは道に対してですね、この沼高の修繕に対してもそういう思いで、ぶつかってかなきゃならんかなと。

特にあの個人の名前を挙げてあれですけど、釣部元議長にもですね大変なご苦労をいただいて今、道教委と渡り合っていていただきますんで、そうした力も借りながらできるだけ住民の皆さんの納得いくような状況を作り上げていきたいとそんな風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですね。それでは次に7番橋場議員、「農地法改正について」を質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）7番。農業者でない私が農業問題について質問するのは、何よりも私は日本の農家の人たちが作ったものを食べている関係がありまして、なんとしてもやっぱり、日本農業をしっかりとしていかなきゃならんと思いますので、

食べる方の立場から質問させていただきます。

参議院でも昨日ですか、おとついでですか、16日に一応、自民党、公明党、民主党などの賛成で一応改正案が採択されたようであります。農地法の一部改正案のですね今度修正されたのではなくて、原案を私達の党はこんな状態になっているということで、これは大変だということで党の見解を發表しました。

その原案によると従来の農地の所有、利用の権利を自ら耕作する者にのみ認めるという、第1条のにあったそうではありますが、この農地制度の原則耕作者主義と言うんだそうではありますが、廃止して農地を効率的に利用するならば、企業さんに、企業が参入できる内容になったという風に、党の見解だったんですね。色々な中身が改正案の中にありますけれども、基本的には農地の主権、所有権とそれから利用権を大企業に任すというのがその改正案の基本だと言う立場を説明しております。

改正案に対して農業関係者や研究者からこれはとんでもないと、日本の農業駄目にするっていう、反対の声が各地から起きたんですね。で今、衆院で可決された後に各地の自治体でね、これに撤回をすれという反対決議が上がりました。そういう中で、民主党が修正案を出して、その修正案が可決されたわけですね。耕作者主義を放棄し、企業に全面的に農地を解放するものであり、最初は利用であるけれども、最後は所有にまでおよぶだろうと、というのが学者やそれから農業者の人たちの反対の理由であります。こういう中で、自民党と民主党の合意で、第1条の目的に耕作者の地位の安定という、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和による配慮すると。

それから、2番目には一般企業が農業に参入する場合には、その中の一人以上が役員の一人以上が農業に常時従事すると、地域の農業者との適切な役割分担のもと継続的に農業経営を行う、その他色々ま、付け加えたんですけども、付け加えられたんですけども、自民党の企業参入の狙いは基本的には変わらないという、なかったと言うのが日本共産党の反対の立場であります。これについて、町長と農業委員会会長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

2番目ですが、人の命を育てる農業に携わる人の誇りも、意欲も無くし更に生活も成り立たない農業政策を取ってきた、自民党政府の責任がこの2番目に書いてあります、政府はまあ、大企業もそうなんですけれども、耕作放棄地を無くする為にはその、企業の参入を認めるべきだと、いう立場で、立場なんですね。そして、その実際には自民党、公明党今までの農業政策がこういう事態を作ったんだと、いうところを曖昧にしています。

まあ、一旦企業がね、農業に参入すると、企業は利潤第一主義ですから、採算の合わないところに参入するわけがない、耕作放棄地に企業が入るわけはないんです

ね。

私達は農産物の価格保障、農家の所得保障によって日本農業を守るべきだと要求しています。それが耕作放棄地、放棄農地を無くする最良の手立てだと思っております。これについての町長、農業委員会会長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

3番目に政府の規制改革会議が昨年の12月に、規制改革推進の為の第3次答申ちゅうのを出したそうであります。その中で09年中に、今年中にですねいわゆる減反を意識した考え方を払拭しと、こういう中身があるんだそうです。抜本改革を打ち出したと言っています。我が国が農業を成長産業、グローバル産業への転換させるために、需給調整システム、これは減反のことだそうであります、の抜本的、的な改革が必要だと言う中身を述べているそうであります。

これはですね、1971年から38年間も減反を続けてきたのに、何故この時期になってね、減反をやめるべきだというような発想転換に至ったのかと、いうことは実はですね、トヨタ自動車など日本の主だった大企業が会員になっている、日本国際フォーラムという組織があるんだそうです。これは、財界のシンクタンクの組織なんだそうですね。今年の、この団体が今年の1月にこんな文章をつくりました、グローバル化の中での、日本農業の総合戦略、を発表したんですが、その内容は日本農業は輸出などを通じて、世界市場でビジネスを展開すると共に、日本の農業を世界に開かれた形にしておくと、こういう記述があるんだそうです。

これはね、今まで大企業がね全部とにかく、日本農業を犠牲にして自動車産業やそういう物を輸出して、外需で頼って、日本農業潰してきたんですね。それが、180度転換したのなにかっちゅったら、結局大企業がこの世界の食糧危機をね、機会に取ってね、要するに日本の農業を大企業の金儲けに変えていくっていう方向なんですよね。こんなこと許しちゃならないと私は思いますね。

世界の食糧危機が必至となると、これまでの農業に対する立場を180度転換しています。もちろん農家のためでも国民のためでもありません。大企業ちゅうのは利潤第1主義でありますから、大企業のビジネスチャンスに生かす上で邪魔になったのが従来の農地に対する耕作者主義、農地の所有、利用の権利を自ら耕作するものにのみ認める。この農業、農地制度がこれが、大企業とアメリカの大企業の邪魔になってきたということなんです。

ですから私はなんとしてもここの、こっちの方に発言通告の中に書きましたけども、首相官邸で、ここに書いた通りなんです、アメリカの大企業がね、入ってきてね、経済危機克服のための有識者会議ちゅうのが首相官邸でもって、そこへアメリカの大企業の代表がきてね、もっと農地自由にすれと、こんなことをね命令して。要するに、郵政民営化と同じ立場に置かれてるんですね。ですから、こういう普通

の新聞には書かれない部分ね、はっきり見て取って団結して頑張らなかつたら、日本の農業潰されてしまうんでないかと、私は危惧してるんですがいかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）町長が先ですか。

○7番（橋場 守議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）私も今朝の農業新聞をみて勉強したところでありますけども、どういう狙いでどうだっていうことは十分理解をしております、正直なところ。しかしながら、本当に農業者のためになるのかなと言う点ではですね、何となく疑問が残っております。こういうこうしたことがどうなのかなと言う風に思っているところであります。

しかしながら、今年の秋口にはこれ法律がもう施行されるようでありますので、成立した法律が運用される段階、あるいは事前でもですね、これはあの単に行政だけで物事が出来る訳でありませんで、農業委員長、会長の方にも質問があるようですけれども、農業委員会の役割って言うのは非常に大きくなるんですね、これから。そうした状況もありますので、この法律が施行されることによって、どういう弊害があるのか、どういうことが想定されるのか、一度JAとそれから農業委員会、関係の団体長集まっていいただいて、ちょっと勉強会って言いますか、それをさせていただいてですね、沼田町としての対応、それから国に対して要請しなきゃならんことは要請するというようなことで、やらせていただきたいな、そんな話し合いをさせていただきたいなと言う風に思っております。

色々な規制をかけているようではありますけども、おっしゃるように自然と規制が緩和されてって、本当に日本の農業将来どうなるんだろうかなってそんなような、うっすらとしたイメージは描けるんでありますけども、具体的なあれがわかりませんので、そうした団体長さんの意見も聞きながらですね、町としての対応をきちっちとさせていただきたいなとそんな風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、農業委員長。

○農業委員長（中山勝会長）はい、それでは橋場さんのご質問でございます。何年かぶりに一般質問でご質問いただきまして誠にありがとうございます。

今の町長の方からですね、この関係について答弁ございましたけども、先般5月の末にですね、全国農業会長大会がございまして行ってきたんですけども。その大会とは別にですね、星陵会館の方でですね、北海道議員団、与野党、ちょっと時間をずらしていただいてね、与野党の先生方と要請運動させていただいて、したんですけども。

その中で武部先生がですね、この農地法改正については今国会で通過しますよと、通過すれば否応なしに企業が参入できることになるんだと、というようなことから挨

搦で始まりましてですね、一つその辺は一つ農業委員会の方も理解していただきたいと、ただし、企業参入とってでも歯止めがあるんだと、農業経験者若しくは農業者が介入しなければ、企業独断的には参入はできないと、一つの歯止め策を作っているんで、それは理解してくれと、ということになればですよ、今年の春からですね沼田でも空知こめ工房ですか、始めましたけども、恐らくこれ企業参入が今後入ってくるとしても、ああいった形式を取った企業参入になるのかなと、いう風にわたしは理解をしてるんですよ、方法としてはね。企業独断的には参入できないちゅうことですから。たぶんああいった形式になってくんでないかなと、いう風に思っております。

どうあれですね、この2番目の平場が、平場に参入する可能性もあるんで無いかって、橋場さん書いてありますけども、これ、平場恐らくね簡単に入れないと思うんですよ。平場ちゅうことは条件のいいところに農地を持っておる方を指しとると思うんでね、条件のいいところにおる人がね中々その企業と話し合っただけ、参入できる、参入の方法取るかっていったら、恐らくそういうことにはなっていないんでないかなと、いう風に思ってるんですよ。

それとこの3番目の関係は、これはあの今までもですね度々新聞等の中で農業委員会組織要るとか要らないとかって言って、相当はたかれてきておりますんでね、今更何も別に腹も立ちませんし、無くすんな無くせばいいと、それで日本の国土が維持できるのであればね、何も農業委員会の組織いらんちゅうことになれば、無くしてもいいと私個人的には思っておるんですよ。ただ、今現在国で出しているこの、土地この農地改革から始まりましてね、食料基本法ですか、これまだ中身しかつとしたものまだ決定しておりませんけども、これから農業委員会の果たす役割は大変な時代を迎えると、大変な仕事になるだろうから一つ頑張ってもらいたいちゅうことで、こないだの要請運動の中でもですね叱咤激励を受けて帰ってきたと、いうような中身でございますし、将来的にどういう風になるか分かりませんが。

ただ北海道よりもですよ本州が大体これそういう的に絞られた面がたいそう締めてるのかなと、いう風に個人的には思ってるんですよ。まずこれ企業参入は本州、北海道、そういう隔たりありませんけども、どっちかって言ったらこの耕作放棄地なんちゅうのは北海道にもある程度はあると言う風に聞いておりますけど、ほとんど本州に面積が固まっておると言うような話も聞いておりますんでね、あまりそう北海道に当てはまった問題でもないのかなと、言うようなことでちょっと楽観視したような考えたかたでは、橋場さんに怒らそうな気するんですけども。

一応私の立場からですね、言えるのはこれまでなんですけども、どうあれ決定したことなんでね、一つ農業委員会としてですね法に則った、また地域に根ざした一つ土地の有効利用というものを考えながら、対応してもらいたいと言う風に思っ

おりますのでよろしく今後ともお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）修正案の中でね、色々と規制をしたんですけどもですね。それは、例えば借地権がね、20年から50年に延長されたとかさ、それからね、農業委員会が歯止めになるとかね、自治体もね強化がいつとか、色々な監視のことが書かれているんです。ところが入り口は自由に入るんですよ、で今農業委員会要らないって言ったけども、農業委員会が実際に契約通りにね、企業が農業守ってるかって言う監視をしなきゃならん訳ですよ。誰が監視するんですか、農業委員会無くなって監視するところなくなるんですよ。だから、農業委員会の弱体化ちゅうかね、もうこれは駄目だよと、でも本当に農業委員会が頑張って農業守んなきゃ駄目だっていうのは私達の立場なんですよ。

で、色んな企業が入ってやってきてね、約束を破ったけれどもね、見に行く状況にならないと、農業委員会が弱くなってね。で、実際には後から見たらこれはたいした違反があると、だけど後の祭りになるんですよ。そういうところをやっぱりきちっと見て頑張るんじゃないかと、私は言いたいんですよ。ですから、是非ね決まったと言われたけども、決まったしまったからではなくて、決まった悪いことですからね、悪い決まりにしたんですからね、やめろと言うことをね、私達介護保険でも何でもそうやってやってるわけですけども、そういう建議をやっぱり農業委員会として是非あげてほしいなと、建議して国にね決まったけどこれはおかしいんじゃないかと、いうことで是非やって欲しいなと思うんです。

して、ちょっとね、なんちゅうかな、私達は我々から見ると道民の国民の敵なんです今まであれ決めた人たちは、私の思いではですよ。彼達の力はねそんな甘いものじゃないですよ。例えば、赤旗にこうすっぱ抜いたね、いついつこういうことやったと、アメリカの偉い奴何人も来てあの経済財政何とか会議だとか、そういうところにねどんどん圧力かけてるんですよ。で、その財政、経済財政諮問会議の中にはね、あの小泉が作ったんですけども、もう本当に悪い学者が何人か入ってるんですよ、日本農業潰せちゅうようなね、そういう学者が入ってます。

そして、経済財政諮問会議ちゅうのはですね、国会の上にあるんですよ、総理大臣が集めて、人集めてそこで決まるわけですよ。したら本当に閣議の上にあるんですよ、だからね、これはね色々なことを闘うんでもね、それはいや大丈夫だろうちゅうようなことではちょっとまずいんじゃないかなと、私の感じではそう思ってますね。

是非農業委員会としてもね、中身をもっと調べて欲しいなと。

○議長（杉本邦雄議長）答弁求めますか。

○7番（橋場 守議員）はい、意見ありましたら。

○議長（杉本邦雄議長）はい、農業委員長。

○農業委員長（中山勝会長）これから、恐らく農業委員会の果たす役割は恐らく今まで以上に大変な時代が来るんだろうという風に思っておりますんで、そんな時そんな時代の色をした対応をしてかざるを得ないだろうと、いう風に思っておりますんでまた今後ともですね、議会の方々また、相談できることはですね相談しながら対応してまいりたいという風に思っておりますんで、一つよろしく願いしておきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、ここで休憩を5分ほど致します。

休憩 14時24分

再開 14時30分

○議長（杉本邦雄議長）はい、それでは再開致します。8番、いや7番橋場議員の「介護保険認定制度について」を質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）介護保険の、町長から資料出していただいたんですけどね。更新申請が7名と言ってますけれども、更新の申請じゃなくて全ての介護、その受けている人たちのね、新しいやつでやられたんじゃないですかね。7人ぐらいしかいないのかなと思って。4月に決められた新たな認定審査で全部のやられてる方が、受けている方が、サービスを受けてる方が新たにやられたんじゃないかと思うんですけども、それはないんですか。ちょっとその点がきちっとわかりませんので、あの、資料つけてありますんでね、それ見ていただくと、いただきたいんですけども。一応次のことで少しやらんきゃならないんで、介護保険の認定、新認定制度についてはこれに通告したことに一つ答えていただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）あの、今お聞きのように認定時期がそれぞれずれているんだそうですよ。ですから、一斉ではないんだそうです。あの、旭寿園も同じようにこれから、何月何人ずつとずつとずれていうことですから、これからでてくるんだろうという風に思います。

あの、ここに書いている質問にだけお答えさせていただきますけども、基本的にはやっぱりあんまりにも福祉制度、高齢者医療制度も同じですけどね、負担軽減を戻してみたり、また元に戻してみたり、また軽減を新しく作ったりということで、めまぐるしく変わるんでその受ける側が理解できないんですよ、実際にその制度が改正、ま、あのまた言わないと改正しないですから、言うと改正するんですね。これも同じだと思うんです。気がついたから言うとやるんですけどね。それが中々やっぱり理解が出来ない。それとなんでこんなにしょっちゅうその変えんきゃならんのかってことですね。国の負担を減らす為だっていう風に橋場議員さんおっしゃ

ってますけども、それも一理あるんだろうと思いますけども。やっぱり安定的なその福祉制度っていうものをきちっとやらないと、やっぱりあの将来に対する不安感っていうのは残ってしまいますんでね、そうした意味ではこうした軽々しくものを変えるってことに対して真っ向から私も反対しておりますんで、これからですねそういう安定したその、介護保険もそうですし、長寿医療保険制度ですか、そういうものも安定した状態で運営できるように、しかも私たち、国民の皆さんが納得できるよう制度であるべきだという風に思っております。

あの、現在のところですね、それぞれあの新しい制度になってからの通知は町の方ではやっていないようでありますけども。大きな混乱もなくっております。

ま、しかしなが当然これから新しい、軽減された方は新しいものを選んでくるだろうと思いますし、そうしたものがでてくると、旭寿園の園長に聞きますと園としてもやっぱり若干影響がでてくるというお話を聞かされております。

従ってあの、この状況をもう少し見ながらですね10月のあの政策の研究会って言いますか、町村会のありますんで、そういう中で私どもとしても提案できるものがあれば提案して、もう少し安定した、安定した制度になるように努力させていただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

c今日の資料についてありますけどね、つけてありますけど。国の方ではだいたい介護に係る、サービスに係るですね、国の出費を3,300億円減らすっていうのが狙いだったらしいですね。

ですからね、ここにもらった7人の中でね上から2番目の男性がね、2から3になったちゅうのはね、転倒が原因で歩行困難になり状態が悪化したんですよ。転倒しなかったらこの人も軽になったかもしれないんですよ、軽度にね。そうするとね、ほとんど軽度になってるんですよ。認知症がちょっと進行したちゅうのは重度になったけど、後同じ。これどんどんいったらねきっと大変なことになると思うんですね。

第1番に前はですね、この改正、改悪される前は専門家の、要するにケアマネージャーさんとか色んな先生方のね、第二次判定に重点が置かれてたんですよ。ところが今は第二次判定もほとんど文句言えないで、第1次判定で終わらせるという状況なんですね。

で、例えばねあの今までこうやって、こう伝わって歩くっていう人はね介護何ぼってことになってたんですよ。ところがね、今度のやつでは伝わって歩くけれどもこうやってやっとな、膝を掴まって歩くと、どっちの頻度が多いか、こっちの方が頻度多いかったら、介護なしになっちゃうんですよ。頭を今までこういじってくれてたんだけど、はげた人は髪いじる人必要ないから、介護なしなんですって、

自立らしいですよ。

そんなこともとんでもないね、状態が各所で出てるんでよね。ですから一つですね、これは国のやってる、なかなか町で単独でこの変更することができないのかも知らんけれども、これは是非ともですね色んな会合の中でこれはひどいよということだね、是非あの意見を述べて欲しいなと思います、いかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）一回目でも答弁しましたように、私どもとしてもやっぱり、状況をちょっと把握しながらですね、町村会の方に申し入れ、提言をして行きたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですか。それでは次に、「ゴミ処理問題について」を質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）エコバレーについてですね、私達日本共産党は2005年、平成17年の12月2日と3日にね、調査に入っています、というのはもう出来て、発足して間もなくからもう、事故、故障繰り返してたんですね。それちょっとおかしいちゅうことでね、中央から衆議院7期それから参議院1期やったね、ゴミの問題、国会の中でずっとやってきた、岩佐恵美先生って言う人を呼んでね、調査に入りました。

で、そこででた結論はね、結論ちゅうかあの、岩佐さんのあれで我々は学習会したんですけどもね。最終的なねまとめとして、ガス化溶融炉設備ちゅうのね、運転後も改修工事、修理を繰り返した、トラブルが続くのでおかしいと調査に入ったんですよ。紙さんもその時参加してくれました。18、そうですねエコバレーの社長にもね説明を受けたんですけども、私達の立場ちゅうのはゴミというのはその、域内での処理っていうことをね原則としてたんですよ。ですからこんな風にあの広域でやるのは間違いだちゅう立場をとっていました。

で、何故こうなったかっていったらですね、この燃焼を始まる前はですねほとんど埋め立てだったんですね。しかし、埋め立てる場所が無くなったちゅうことで、この燃焼させるということが法律で決まったら、もうひどいその各メーカーが、炉を生産してあっちにもこっちにも売り込んで持ってたらしんですよ。で、実際に今はですね1日に出るゴミが、全国焼却しなきゃならんゴミちゅうのね、トン数忘れましたがね、あの、実際に燃やしてるね倍のね、焼却炉、能力できてるらしいんですよ。

ですからゴミが足りない、で私達が考えるのはゴミちゅうのは減らさんきゃ駄目なんですね。ところがエコバレー式でやると、ゴミを増やさんかったら営業出来ないんですよ。で、800度でなくて、1200度以上の熱を出さないと煙突からダイオキシンが出るちゅうことで、それこそ許可されないんですね。

ところが、ゴミが集まらないと、それからあの一般ゴミの中にはねあの火力の強いやつがないんで、そこにプラスチックだとかそういうものがどんどん入いなきゃならんし、それだけでも熱量が足りないんで、その自動車のシュレッダーなどね一緒に燃やしてね、熱を上げることだと。ところがシュレッダーが今度半分になっちゃったらしいですね。それでゴミが集まらなくて本州からも持ってくるってことも考えたけど、駄目だったんですよ。

それで今年の、今年に入って2回私達調査に入ったです。また岩佐恵美さんも来てもらってね。入ってもらったらね、その平成17年の時の結論としては、ゴミの問題からいくと逆行したことをやっているとして、こんな風になってて将来ねこれは必ず失敗するけども、なんとか心配に終わらせないように頑張りましょうと。で各自治ではこれに頼らないで、自分のとこで処理するちゅうことを考えた方がいいですよっていうのが、岩佐さんの結論だったんだね。

そして今回私行って見ましたらね、工場長がうちの花岡道議も一緒に来たんですけども、いって質問したらね、これではあれでしょうと、日立で作って来たんだけども歌志内に持ってきたやつは実際の完成品じゃないんでしょうと、それでなかったらこんなに事故起きるわけないと、言ったらね工場長はそれには反論できませんって言った。だからもう完全にね完成品でないもの持って来てたはずなんですよ。

こんな状況でありますしね、これはあの日立に、基の親会社が日立ですからこれにしっかりと責任を取らせるということと、それからですね町長こないだ美唄の方にもっと広域なもの作りたいような意見があるちゅうようなこと、ちらっといいましたよね。岩佐さんはね、ここが失敗したらねそういう風になるだろうとメーカー待ってますよと、だからそんな方向に行かないようにね。

やっぱり域内処理、そしてゴミの減量ちゅうことを考えなきゃ駄目ですと、ゴミを減量するには自治体と住民の信頼関係がなかったらできませんよと言ってきました。ただね、とにかく、札幌でもねゴミ有料化にしたでしょう、住民との信頼関係ないもんですから、今のうちにどうやって一杯詰めれるかちゅうことがね、井戸端会議の話題になるんだそうですね。

だからね、そうではなくてやっぱりゴミを無くしようということをねあの、自治体が率先して指導権を取って握ってあの、住民教育をしなきゃだめですよと、言っていました。

町長是非ですね今よりも広域にするんでなくて、国に対してもやっぱりゴミの減量を第1に考える、そういう政策を取れということを要求しなければならないじゃないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）後段のゴミを減らすって言うこと、これはもちろんですね。

私どもとしてもやっぱり、住民、町民皆さんの理解をいただいてゴミの減量化にはやっぱり努力をしなきゃなんという風に思ってます。今妹背牛で利用されている、衛生施設組合の方もですねそれぞれあの、改修してその再処理する部分については、集めて深川まで持っていたりしてるんですけども。結局深川に直接持ち込むっていうような状態になりますと、今の分別の区分ももう少し広げなきゃなりませんし、そうしたものの検討しながらですねそのゴミの減量化、地元で、自分で処理できるものは出来るだけださないと言うのは原則ですけども、そういうような努力をするようなことで、ちょっと考えさせていただきたいなとそんな風に思っております。

しかしながら、ゴミをどうしてもやっぱりでるものをですね、処理をしなきゃなんというのは事実でありますから、その前にやっぱりその建設費用ですとか、維持経費がですね、出来るだけコストが安くなるためには広域でやっぱりやっていくことが一番だろうという風に思っています。それで美唄のように、実際には美唄も困ってるわけですね。1年か2年のうちにやるところがなくなる状況ですから。それであれば共にやっぱりやった方が行政コスト、経費もかかる量も少ないですから、そういう風な意味で申し上げたってことであります。

やっぱり基本的にはゴミを出さないっていうのが原則でありますので、そういう努力もしながら広域的で、町の財政負担にもあまり重くかからんような方法の選択をしていきたいなとそんな風に思っております。

それから、エコバレーがその実験炉って言いますか、完成品でないものを持ってきてやったって言うのは初めて聞きましてですね、このエコバレーを利用することについてのそれぞれの議会で論議をいただいて議決ももらってるんですが、大方の首長さん、やあこれはやっぱり共産党さんの議員さん言うとおりになっちゃったなって言ってる方がおりますんでね、やっぱり私あんまりそういうあれ聞いてませんでしたけど、そういうことがやっぱりかなり情報として入ってたんですね。

それで今3、滝川、砂川、深川が市長が代表して今3組合の代表なってやってますけども、もうできるだけそういうことを2度と繰り返さないためにどうしたらいいかってことを考えようと、そんなことで今取り組んでいるところであります。

もちろんあの、歌志内についてはですね日立の子会社と言うこともありまして、責任の追及って言いますか、今のところとはにかくその契約どおり15年間の運転をしてくれとそういう要請をさせていただいてまして、今月の25日に日立本社から、役員が来てですね、その要請に対して回答をしないと、それで各首長、私たまたまいませんので副町長行きますが、集められましてその中で直にその本社の意向を確かめ、意見があればその場所で言っていってことになってますんで、かなりのその厳しいやり取りになるんでないかという風に思います。

いずれにしてもその動向を見ながらですね、またあの議会に報告をさせていただ

いて、これからの取るべき道をですねしっかりと決めていかんきゃならんかなとそんな風に思っておりますので、ご理解いただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、いいですか。はい、それでは次に「核兵器の廃絶について」を質問してください。

○7番（橋場 守議員）年のせいでね唾液が出てこないもんですから。

アメリカのオバマ大統領がこれはあの演説で初めてですね、核保有国として核のない平和で安全な世界を追求して行くと宣言されました。これに対して、4月の28日に我が党の志位委員長がですね、オバマ大統領に手紙を送ったんですよ。オバマ大統領の発言を高く評価しましたが、一つオバマ大統領が核兵器のない世界の実現はおそらく私の生きているうちには無理だろうっていうところもあるんですね。そのことに対して、そのことには同意できないと、同意するわけには行かないと、あの志位委員長がねオバマ大統領に言ったんですよ。でその上で核兵器を保有する諸大国が核兵器廃絶を共通の目標として、その実現の交渉に取り組もうということが誰もやらなかったと、初めての仕事に取り組む時、どれだけ時間がかかるか予め決めるのは、誰にも出来ないはずだからと述べて、粘り強く指導制を発揮してこそ演説が世界平和と進歩のために、の生きた力を持つことになる、というようなこと色々と具体的な提言をしたんです。提言して送りました。これに対してアメリカ政府からですねオバマ大統領から返書が来たんですよ。

私達共産党はアメリカを敵にしていらないんですよ。アメリカと平等互惠、対等の立場で平和条約を結ぼうって言う要求なんですね。ですから当然オバマさんから返書が来てもいいわけなんです、これはちょっと前代未聞ですね。これに対して米政府から書簡、返書が来ました。どうすれば私達が最良の方法で、核兵器のない世界を実現できるかについて、伝えていただきましたと、大統領はその書簡に感謝する返書を変わってしたためるように私にというのは、グリーンというデイビスという国務次官補なんです、この人に命令したんですよ。で、その国務次官補からね、そういう意味の本当に感謝すると、本当に色んな提言をしてくれてありがとうっちゃう手紙来たんですよ。それでね、これはねアメリカが今まであの、核保有国がね全部で今アメリカの文書によるとですね、核爆弾が2万3千125発あるんだそうですね世界に、それで核保有国が今まで核爆弾の、核兵器の拡散を言ってきたけども、自分達が減らすと、自ら減らすということがなかったもんだから、色んなできてきてるんですね。今度は核保有国、私達も減らすからあんたも作らんでくれと、これ本当に説得力あることなんですね。そういう状況に今なっている。これらはですね、毎年町長や議長にお願いして、世界平和大会、原水禁大会にですね、資金や提供していただいて本当に感謝しております。こういう運動が世界を動かしてきてるんですよ。ただ、その運動だけではなくてね、世界が大きく変わってるんですね。

アメリカの南、中、北を含めて35の国があるそうですけれども、その南アメリカちゅうのは、中南米ちゅうのは、アメリカの裏庭と言われてたんですよ。なんでもアメリカのいうこと聞いて、そこで革新的な政権ができれば、アメリカのCIAが入ってクーデター起こさしてね、こんなことずっとやってきたんです。ところが最近それがなくなったんです。去年の、アメリカとカナダだけ抜けてね、中南米、北米の33のアメリカの独立国がね条約を作ったんですよ。アメリカとカナダだけ入ってない。で、そういう全てアメリカとは対等な立場で話しようと、こういうような変わってきてるんですよ。で、それでキューバはもうね10何年来、貿易も何もアメリカの命令で出来なかったんですね。今回、今年アメリカも含めてキューバをアメリカとかね、その南米の独立国だって認められて変わってきたんですね。こういう全部の力がねオバマさんをあゆ風にさせたと思うんですね、ですから私たちの運動ちゅうのは本当に、今は分からんけどどんどん大きく広がっていくと、そういう立場からですね、是非沼田町でも更にこういうことに貢献する為に非核平和の町宣言って言うのを是非やっていただきたいと思うんですが町長はいかがでしょう。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）過去にも資料をいただきまして世界連邦平和町村宣言っていう宣言も、全会一意でやられてるようでありますし。フランス及び中国の核実験の停止を求める意見書も採択いただいてるところでございます。

私どもとしてはそうした思いと、それから今橋場議員さんおっしゃるようにアメリカ側の大統領がそういう宣言をしたっていうことは、非常にやっぱりね従来とは随分変わったのかなって言う風に率直に受け止めさせていただいております。

私はもともとそういう被爆国である日本がもう少し運動の先頭に立ってもいいのかなと、気を従来から持っている一人でありますから、私個人とすれば議員さんのおっしゃるような非核、非核宣言の町これについては異論ありませんけれども、議員の皆さん方の意向等もありますので、懇親の場でも色々なご意見を伺いながら、可能性があるとしたらそういう提案をさせていただくことも、やぶさかでないのかなとそんな風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですか。はい、それでは次に移ります。1番津川議員「駅前とむとむ広場の広域イベント活用について」を質問してください。

○1番（津川 均議員）1番、津川です。あの、かなり時間も押してますんで、私通告書どおりの質問にしたいと思いますけども。一つ町長さんのほうも簡潔に一つお答えをいただければ幸いかなという風に思います。

今現在もう着工しております、駅前の観光案内看板これが出来上がると大体あそこの多目的広場、駅前とむとむは整備が完成するのかなという風に思っております。

けども。せっかく用地買収を含めてですね、これまでかなりの予算をかけてあそこを整備してまいりました。せっかくあれだけの予算をかけたのですから、本当に素晴らしい広場になったわけですから、是非商工振興をはじめ町民の皆さんの交流の場として多目的に活用していただければなと、いう風に願っております。なかなか、町民だけであそこを活用するといっても、特に冬場はもう雪の、雪捨て場になってしまいますし、どちらかというと、夏の、雪のない時期が中心のあそこの広場の活用になるのかなという風に思いますけども。それでも中々ですね、そう賑やかにしょっちゅうあの広場を活用しているという場面が、まだ出来たばかりですから商工会の方々も色々検討はしておられるんでしょうけども、そんなにフル活用されているなと言う気が我々にするとまだしておりません。どうしても町内だけで使うとビールパーティだとかあるいはちょっとした市場的なものだとか、たまには子供達の広場ぐらいのその活用のしかたしかないのかなという風に思いますんで、これをもう少し手を広げてですね、秩父別だと北竜だとか、近隣町村こういったものを巻き込んで少し、広域なイベントをあそこで催したら賑やかになっていくのかなという風に思いますので、その辺も含めてどういった活用をしていくおつもりなのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）本当にあの議会の皆さん方のご理解をいただいて、これまで多額の費用をかけての整備をさせていただいたところでありますけども。私も当初からそうした利用がなければ、その工事をやる意味もないんだということを、担当の方にも申し上げておりますし、担当課の方はそれぞれ商工会にも出向いて協力を求めているところであります。

とりあえずは、6月の27日リニューアルのオープンということでイベントが計画されているようでありますし、続いて7月の5日にもですねオープン記念っていいですか、これはあの観光協会の主催でありますけども、そういうイベントが計画されているようであります。

夏場とあと冬の一回かそこらの、2回かのイベントだと思いますけども、とにかくやっぱりこの定着させるのには、月に例えば何曜日、何週の何曜日、でですね必ずあそこではイベントがあるんだと言うようなことを定着させないと、町外のお客さんを招くということはなかなか難しいと思いますので、今盛んに言っているのはですね、一月の内の何日、そこは沼田のイベントの日だと言うことを定着させてくれと、それは何かをやってほしいと、そういう要請を商工会、観光協会に対してお願いしてるところであります。

あわせてその地元の商店の皆さんの協力をいただいて、何とか盛り上げる市場を作って欲しい、それには農村の皆さん方の若い青年部の皆さん方のご協力をいただ

かなきゃありませんけども、商工、農商ですね一体となってそうしたものの盛り上げをしていただければ、何とかやっぱりそういう人の集まりに繋がるんじゃないかなと、そんな風に思っております。

ただ広域的にどうのこうのっていうことまでは、まだなかなか難しいのかなという風に思いますので、明年以降に向けてですね広域的な取組の中で、そのとむとむ広場が利用できるかどうか、これも検討させていただきたいという風に思います。

とにかくあの、この広場を作ってなんのためにやったんよと言われないうにっていうことだけはもう何回もしつこく言っていますので、担当課の方もですねそれぐらいのやっぱり覚悟で今取り組んでいただいていますから、期待をしていただきたいなという風に思います。

なおあの、お知恵を拝借できるものがありましたら、ご助言をいただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、津川議員。

○1番（津川 均議員）今年1月に議長の代わりにですね商工婦人部の総会に出席をさせていただきました、その中でひとりの会員の方から例えばああゆうところで、その北空知のフリーマーケットみたいなものができたらいいのにねと言うお話をされました。他の方からはそれぞれ北竜にしても、秩父別にしてもそこの特産物、農産物があるあるわけですから、それらを持ち寄って食べ物市みたいなものを開催したらどうだろうか、っていうお話もされました。で、あの特にフリーマーケットなんてのは旭川行っても札幌行っても、最近は土日になるとどこかで顔を、姿を見れると言うそれぐらい定着をしてくしております。

更にまたあの、なんですかリサイクルショップ、リサイクル市場みたいなものも結構やっておられる地域もあるようですから、そういったものが中々沼田だけでは大変なんでね、できれば広域でその近隣市町村を交えて、巻き込んでしていただきたいなという風に思うんですけども。ただそのやり方として、沼田の広場だから沼田が中心になってやるんだという考え方だとね、じゃあ沼田さんだけでやったらいいわって、ことになると思うんですよ。だからこう持ち回りで場所は沼田の場所をとむとむ広場を使うんだけど、今年は、今回は沼田がやるにしても、この次は北竜さんが中心になって企画から、準備からしてくださいだとかって言う風にやらせるとね結構こういったものも、じゃやってみようかっていう気になるんじゃないかなって気がしますので、こういった他町村との連携というものについてもう少し町長さんのお考えを聞かせていただきたいなという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）すいません、先程7月5日っていたのは資料についてたんですから、言ったんですけども、これは去年の分だそうで訂正させてください。

今ご提案ありました、他町村との連携これは大事なことでとろうと思います。特に人口が減って消費者人口がない中でですね、単独でやるってのは中々難しいのかなという風に思っておりますですね。これはあの私どもとしても十分対応させていただきたいと、広域圏の中にもそういうような部会もありますんで、そこで提案をさせていただいて、北空知広域圏については今年については無理だと思いますから、来年に向けて検討させていただきたいという風に思いますし、それから北空知の広域の商工会の限定のあれもありますから、あれは今年で終わりですか。

○3番（高田 勲議員）いやまだずっとやります。

○町長（西田篤正町長）そうですね、そういう中で持ち込んでいただいてですね、それぞれ相談いただければという風に思います。

ちょっと話を聞いてあれしてると、小平・幌加内。沼田3町でやっている振興協議会、たまたま回り当番で私が今会長やっていますんで、そちらの方がそうした意味では取り組みやすいかなという風に思っていますから。今年はちょっと難しいと思いますんで来年に向けてですね、是非そういう検討をさせていただきたいという風に思います。

特にあの最近お話を聞くのはですね、田島公園祭りがなくなって確かにそのあまり数ではなかったけども、あのお祭りはあのお祭りでもたいたいところがあったんだというお話が聞かされてあれに変わるお祭りを何とかやらんのかと言うような声も聞かされるときもありますんで、そうしたものですとか。

あるいはその場所でご婦人の皆様方が中心にリサイクルショップをやったんですけどもあれがまた随分好評だった見たいで、自分で今その持ってるもんで使えるもんが沢山もってるんだけど、何処へ出してどうやったらいいのかわかんないってのが、奥さん達の話も聞かされます。

そんなことも考えながらですね、今後リサイクルショップについてはあの、オープニングのセレモニーがもうあるようでありますから、そういうところで是非あのどっかの団体に音頭とっていただけるような状況を作っていただくように今、事務方の方をお願いをしていきたいなという風に思っております。

いずれにしても、ご提言のありました沼田だけでなくて広域的な取組で広場を使う、それから沼田のものを他の町村に持っていてまた同じようなことで展示をして、即売をするとういようなことも必要だと言う風に思っておりますので、相対的に地域振興課、地域開発課の方に検討させたいと言う風に思います。

なお、今年は小平、幌加内、沼田3町で東京都庁のイベント広場にあの8月に、3日間出店することになっておりますから、そうしたものも活かしながらですね、そうした経験を活かしながら、このとむとむ広場の活用を活かして行きたいという風に思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、津川議員。

○1番（津川均議員）あの、多分商工会も抜いてはこの話は進められないんで、是非充分に商工会とも連携を取りながらですね、推進していただきたいという風に思います。

間違っても何処だかの市みたいに、勝手に病院や、市民会館を作っというてで、周りの皆さん協力してくださいということのないように、まだあの合併の話が全く消えたわけでもないんで、一つ沼田町の懐の広いところ、深いところを近隣町村とまた、そういったものから連携が取れば将来はいいことあるのかなという風な気もしますので、一つよろしくお願ひしたいと思います。次の質問に移りたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）1番、津川議員、「高齢者夫婦の生涯同居について」質問して下さい。

○1番（津川均議員）はい。本当に文書が私下手でございまして、中身が良く分からない、この文章を読んだだけじゃ、理解してもらえないんじゃないかというふうに思いますんで、簡単に説明質問をさせていただきますけども、老夫婦世帯、高齢者夫婦だけの世帯というのも、結構沼田町にもあるわけでありまして、それぞれそのお二人とも健康で自宅で生活が出来ればこれは本当に想的でございまして。出来れば二人ともコロッと一緒に亡くなって頂ければ、本当にそれが幸せだと思うんですよ。夫婦。ただまず100パーセントそんな事はあり得ませんから、よっぽど、交通事故でもない限り。片方がどうしても七十、八十超えてくると、片方の方がどっか故障を、病気、怪我で普通の生活が出来なくなる。当然もう一人の連れ添いの方が、元気な方がその面倒を見る事になる訳ですけども、その高齢者の方もある程度の年代が行くと、中々自宅でその面倒を見れない。そうすると、じゃヘルパーさんでも頼んで介護でもしてもらえば、多分言われるいうふうに思いますけども。十分に年金が当たってるご夫婦ならそれも可能でしょうですけども、その辺にも限りがある。その内自宅、ましては雪の多く沼田町ですから、冬は除雪のことだとか、それから、夏場に向けては、草むしりだとか色々管理も大変になってきて、出来ればどっかの施設で夫婦二人で入りたい、言うふうに考えられる方も結構いらっしゃると思います。その時に、ある程度健康であれば和風園の方にお二人揃って入れるわけですけども、自立、自分で自分の面倒が看れないような方は、和風園にやっぱり入れないと言うのが、今の原則です。そうなりますと、一人だけ旭寿園のような施設に入らなければならない、でもやっぱり長い間、連れ添ってきた夫婦ですから、出来れば死ぬまで自分がその連れ添いの面倒を看たいと言うのがこれ心情だと思うんですよ。そうした時に、今言いましたように自宅で自分も自宅の管理さえも出来ないような状態になってくると、どっかそう言う夫婦で入れるような、その居住できる

ような場所がないかなと言うふうを探す。近隣、深川に一つか二つあるのかな、それ以外殆どないという保健婦さんの話しですけども、沼田町にはケア付き住宅はあります。名前だけは。ケア付き住宅ですけども、バリアフリーになっているのと、緊急通報装置がついているだけのもの。これケア付き住宅とは言えませんよね。そうではなくて、やっぱりその、格安で例えばそういう施設に入って昼食のサービスもして貰えるだとか、あるいは、たまにはマッサージさんだとか、ヘルパーさんだとか来て、あるいは、その洗濯掃除そういったものもたまには受けられるか、というふうな何かのサービスがもう少しなければ、私はケア付き住宅だと言うふうには言えないと思うんです。で、そう言った多分これからご夫婦が結構増えてくると言うふうには私は思っているんですけども。その時にさて町としてはどれだけの事がしてあげられるんだろうかという今心配を持っておりますけども。こういった条件がもしも、もしもというか、必ず私は来ると思っておりますけども、そういった対応について、町長はどのように考えておられるのか、考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）旭町のその高齢者住宅実はあれ、私の記憶が間違っておるとあれですけども、あれはもう1棟できる予定だったんですねあれ。もう1棟出来上がった時に、ヘルパーが居住をしてあの3棟のお年寄りの世話をするというのが最終計画ではなかったのかなというふうに思っていますけども、残念ながら最終の棟が出来ないという事とそれにはあまり任期が無かったと言う事ですね。現在も今もこれは申し訳ないですけども、昨日も生き生き大学でも宣伝して来たんですが、あまりあそこの住宅が空いているよとのその広報的な物がしないもんですから、現在3戸空いているんですよ。3LDK本当に立派なのが空いているんです。ですから、広報が若干足りなかったと言う事と、やはりあそこを集中的に今副議長がおっしゃる様に、あそこに入った家庭については、金のある無しには関わらず、ヘルパーを派遣できるようなシステムをやっぱり作らなくては駄目だと思うんですね。それぐらいやらないとあそこにいる意味が無いんだと思うんですよ、あの2棟だけでは。ですからその事は十分反省しなければなりませんので、明年の予算に向けてですね、今おっしゃるのは、そこだけでなく、一般の町の中の例えば高額所得、所得のある方でそういうそのあれが受けられない方の、サービスの受けられない方もいらっしゃるし、そういう所へ町の単独のヘルパーを派遣するような制度をやって行かなければならないと思うんです、これだけ高齢化になって来ますと。ですからこれは総合的に明年の予算に向けて検討させて頂きたいというふうに思います。聞きますと、雨竜もそういうケア付きの高齢者の住宅、アパートみたいのを建てる計画になったそうでありますから、そういう事も十分に頭におきさんきゃなら

んと思いますけども、私も去年予算の時にですね、実は日生技研の跡にそう言う住宅を作ったということで、予算を計上したんですけども、担当課の方ではそんな物は要らないという意向がありましてですね、実は頓挫したんです。正直な所を申し上げますとね。ですから、若干認識が違うと思いながらあまりにもそう言う担当課が反対するものも押し切ったところで、どうしようもない

事でやめたんですけども、そうした思いで実は医療と福祉の検討委員会を立ち上げているんです。その人達がそう言うお年寄りの事、あるいは、厚生病院の事、それから老人ホームの事をどういう答申をしてくれるか、それを待ってですね、明年の予算の中で今副議長がおっしゃるようなそういう高齢化社会に対する沼田町としてのこれからの対応をどうするかと言う事をしっかり決めて、明年の予算では何らかの形でやっぱり実現、具現化していかなきゃならんかと、そんなふうに思っておる所でありますので、そうした折にはあらかじめ議会の方にご相談申し上げますので、そんな中でご意見を聞かさせて頂ければというふうに思っております。とにかく、長年連れ添った方、特にその男は弱いんですね。女性の方は結構旦那さんが亡くなっても沼田に残ってくれているんですけども、もう旦那の方はやっぱり駄目ですね。男の方位は駄目で。非常にやっぱりすぐ年を取ってしまうとかね、一気に悪化していきまうケースが女性の方が辛抱強いんですかね。そんなケースを見たりしてますから、そう言う人たちが本当に、私の考え方は、そういう人達が一つのそのアパートみたいなところで生活をして頂いて自分の持っているその個人住宅は他の若い人達に貸す事がいいんじゃないかと思うんですよ。貸してその家賃でもって入っている所の家賃を払う。ケアの部分を支払う、そんな理想なシステムが出来ないかなというふうに思ったりしたもんですから、今申しあげました委員会の報告、8月か9月位までに1回目が出てくると思いますので、それを待って充分また相談をさせて頂きたいというふうに思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、津川議員

○1番（津川均議員）前向きに検討して頂けるそうで、是非期待を致しておりますけども、たまたま私も近くでそう言う相談を受けたもんですから、やっぱり町長の言うように、じいちゃんが体が動かなくなっていて、最後まで面倒みたい、面倒みたいけど和風園は入れてもらえないし、旭寿園は一人だし、家だってもう自分では管理できないし、たまに山田さんかどっかに、もうご飯の支度をするのが大変になってきて、お願いをするんだそうですね、だけど、十分な年金もないしね、それもしょっちゅう出来ないと、大変だから、是非夫婦で最後まで、面倒見れるような、そう言うような施設があったら入りたいなという話を最近お願いをされたり、それから近くにそれにもう近いような、ご夫婦の方を二三軒みたりしているもんですから。保健婦さん聞くとね、こうゆうご夫婦あるいは、そういった予備軍のご夫婦が結

構いるんでしょうとお聞きすると、多分いると思いますと言うんです。でもしっかりとそれを調査した訳でもないし、把握もしておりません、申し訳ないですけども、どれぐらい居るんだと聞かれても分からないと言う事ですから、一度何かの折にそういった調査もしっかりとしてそれなりに把握しておいた方が、今後のために必要なのかなというふうに思いますし、これから厚生病院も又やり代えなきゃいけない時期が来るわけですけども、近期中にしなきゃいけない訳ですけども、出来れば病院の中にそう言う、病院と隣接した所にそう言う施設があればね、またこれは安心して、生活もしていけるのではないかなというふうに思いますんで、是非その辺との検討もお願いしたいと言うふうに思います。お願いは、いけないそうですけども、そんな事で宜しくお願いいたします。終わります。

○議長（杉本邦雄議長）1番、津川議員、「高齢者夫婦の生涯同居について」質問して下さい。

○1番（津川均議員）はい。本当に文書が私下手でございまして、中身が良く分からない、この文章を読んだだけじゃ、理解してもらえないんじゃないかというふうに思いますんで、簡単に説明質問をさせていただきますけども、老夫婦世帯、高齢者夫婦だけの世帯というのも、結構沼田町にもあるわけでありまして、それぞれそのお二人とも健康で自宅で生活が出来ればこれは本当に想的でございます。出来れば二人ともコロッと一緒に亡くなって頂ければ、本当にそれが幸せだと思うんですよ。夫婦。ただまず100パーセントそんな事はあり得ませんから、よっぽど、交通事故でもない限り。片方がどうしても七十、八十超えてくると、片方の方がどっか故障を、病気、怪我で普通の生活が出来なくなる。当然もう一人の連れ添いの方が、元気な方がその面倒を見る事になる訳ですけども、その高齢者の方もある程度の年代が行くと、中々自宅でその面倒を見れない。そうなると、じゃヘルパーさんでも頼んで介護でもしてもらえば、多分言われるいうふうに思いますけども。十分に年金が当たってるご夫婦ならそれも可能でしょうですけども、その辺にも限りがある。その内自宅、ましては雪の多く沼田町ですから、冬は除雪のことだとか、それから、夏場に向けては、草むしりだとか色々管理も大変になってきて、出来ればどっかの施設で夫婦二人で入りたい、言うふうに考えられる方も結構いらっしゃると思います。その時に、ある程度健康であれば和風園の方にお二人揃って入れるわけですけども、自立、自分で自分の面倒が看れないような方は、和風園にやっぱり入れないと言うのが、今の原則です。そうなりますと、一人だけ旭寿園のような施設に入らなければならない、でもやっぱり長い間、連れ添ってきた夫婦ですから、出来れば死ぬまで自分がその連れ添いの面倒を看たいと言うのがこれ心情だと思うんですよ。そうした時に、今言いましたように自宅で自分も自宅の管理さえも出来ないような状態になってくると、どっかそう言う夫婦で入れるような、その居住できる

ような場所がないかなと言うふうを探す。近隣、深川に一つか二つあるのかな、それ以外殆どないという保健婦さんの話しですけども、沼田町にはケア付き住宅はあります。名前だけは。ケア付き住宅ですけども、バリアフリーになっているのと、緊急通報装置がついているだけのもの。これケア付き住宅とは言えませんよね。そうではなくて、やっぱりその、格安で例えばそういう施設に入って昼食のサービスもして貰えるだとか、あるいは、たまにはマッサージさんだとか、ヘルパーさんだとか来て、あるいは、その洗濯掃除そういったものもたまには受けられるか、というふうな何かのサービスがもう少しなければ、私はケア付き住宅だと言うふうには言えないと思うんです。で、そう言った多分これからご夫婦が結構増えてくると言うふうには私は思っているんですけども。その時にさて町としてはどれだけの事がしてあげられるんだろうかという今心配を持っておりますけども。こういった条件がもしも、もしもというか、必ず私は来ると思っておりますけども、そういった対応について、町長はどのように考えておられるのか、考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）旭町のその高齢者住宅実はあれ、私の記憶が間違っておるとあれですけども、あれはもう1棟できる予定だったんですねあれ。もう1棟出来上がった時に、ヘルパーが居住をしてあの3棟のお年寄りの世話をするというのが最終計画ではなかったのかなというふうに思っていますけども、残念ながら最終の棟が出来ないという事とそれにはあまり任期が無かったと言う事ですね。現在も今もこれは申し訳ないですけども、昨日も生き生き大学でも宣伝して来たんですが、あまりあそこの住宅が空いているよとのその広報的な物がしないもんですから、現在3戸空いているんですよ。3LDK本当に立派なのが空いているんです。ですから、広報が若干足りなかったと言う事と、やはりあそこを集中的に今副議長がおっしゃる様に、あそこに入った家庭については、金のある無しには関わらず、ヘルパーを派遣できるようなシステムをやっぱり作らなくては駄目だと思うんですね。それぐらいやらないとあそこにいる意味が無いんだと思うんですよ、あの2棟だけでは。ですからその事は十分反省しなければなりませんので、来年の予算に向けてですね、今おっしゃるのは、そこだけでなく、一般の町の中の例えば高額所得、所得のある方でそういうそのあれが受けられない方の、サービスの受けられない方もいらっしゃるし、そういう所へ町の単独のヘルパーを派遣するような制度をやって行かなければならないと思うんです、これだけ高齢化になって来ますと。ですからこれは総合的に来年の予算に向けて検討させて頂きたいというふうに思います。聞きますと、雨竜もそういうケア付きの高齢者の住宅、アパートみたいのを建てる計画になったそうでありますから、そういう事も十分に頭におきんきやなら

んと思いますけども、私も去年予算の時にですね、実は日生技研の跡にそう言う住宅を作ったということで、予算を計上したんですけども、担当課の方ではそんな物は要らないという意向がありましてですね、実は頓挫したんです。正直な所を申し上げますとね。ですから、若干認識が違うと思いながらあまりにもそう言う担当課が反対するものも押し切ったところで、どうしようもない

事でやめたんですけども、そうした思いで実は医療と福祉の検討委員会を立ち上げているんです。その人達がそう言うお年寄りの事、あるいは、厚生病院の事、それから老人ホームの事をどういう答申をしてくれるか、それを待ってですね、明年の予算の中で今副議長がおっしゃるようなそういう高齢化社会に対する沼田町としてのこれからの対応をどうするかと言う事をしっかり決めて、明年の予算では何らかの形でやっぱり実現、具現化していかんきゃならんかと、そんなふうに思っておる所でありますので、そうした折にはあらかじめ議会の方にご相談申し上げますので、そんな中でご意見を聞かさせて頂ければというふうに思っております。とにかく、長年連れ添った方、特にその男は弱いんですね。女性の方は結構旦那さんが亡くなっても沼田に残ってくれているんですけども、もう旦那の方はやっぱり駄目ですね。男の方位は駄目で。非常にやっぱりすぐ年を取ってしまうとかね、一気に悪化していきまうケースが女性の方が辛抱強いんですかね。そんなケースを見たりしてますから、そう言う人たちが本当に、私の考え方は、そういう人達が一つのそのアパートみたいなところで生活をして頂いて自分の持っているその個人住宅は他の若い人達に貸す事がいいんじゃないかと思うんですよ。貸してその家賃でもって入っている所の家賃を払う。ケアの部分の払う、そんな理想なシステムが出来ないかなというふうに思ったりしたもんですから、今申し上げました委員会の報告、8月か9月位までに1回目が出てくると思いますので、それを待って充分また相談をさせて頂きたいというふうに思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、津川議員

○1番（津川均議員）前向きに検討して頂けるそうで、是非期待を致しておりますけども、たまたま私も近くでそう言う相談を受けたもんですから、やっぱり町長の言うように、じいちゃんが体が動かなくなっていて、最後まで面倒みたい、面倒みたいけど和風園は入れてもらえないし、旭寿園は一人だし、家だってもう自分では管理できないし、たまに山田さんかどっかに、もうご飯の支度をするのが大変になってきて、お願いをするんだそうですね、だけど、十分な年金もないしね、それもしょっちゅう出来ないと、大変だから、是非夫婦で最後まで、面倒見れるような、そう言うような施設があったら入りたいなという話を最近お願いをされたり、それから近くにそれにもう近いような、ご夫婦の方を二三軒みたりしているもんですから。保健婦さん聞くとね、こうゆうご夫婦あるいは、そういった予備軍のご夫婦が結

構いるんでしょうとお聞きすると、多分いると思いますと言うんです。でもしっかりとそれを調査した訳でもないし、把握もしておりません、申し訳ないですけども、どれぐらい居るんだと聞かれても分からないと言う事ですから、一度何かの折にそういった調査もしっかりとしてそれなりに把握しておいた方が、今後のために必要なのかなというふうに思いますし、これから厚生病院も又やり代えなきゃいけない時期が来るわけですけども、近所にしなきゃいけない訳ですけども、出来れば病院の中にそう言う、病院と隣接した所にそう言う施設があればね、またこれは安心して、生活もしていけるんじゃないかなというふうに思いますんで、是非その辺との検討もお願いしたいと言うふうに思います。お願いは、いけないそうですけども、そんな事で宜しくお願いいたします。終わります。

○議長（杉本邦雄議長）8番、中村議員、「中学校の在り方について」質問して下さい。

○8番（中村 保夫議員）今第2回定例会の最後の質問者になりました。橋場さんの配慮によって時間がたっぷりあるそうです。答え方によっては本当に5分で終わるような話ではあるんです。ここの書いてある通りなんですけども、6月3日の日に、こういう道新から出た記事なんですけれども、北空知の郡部4町での話しだろうと思うんですけども、中学校を共同設置してはどうだろうというような報道がありました。理由は色んな建設コストの問題もありましょうし、第一にはやはり人数が少なくなってクラブ活動が出来なくて可愛そうだと、子どもがあまりにも可愛そうだというような文面で書いてありました。それはそれで分かんわけではないんですけども、私くし自身これはけしからん話だと実は思っておりました。橋場さんの影響を受けたわけではございませんけれども、そもそも論をさせていただきますと、国家であるとか、あるいは県であるとか、道であるとか、あるいはその市であるとか、町であるとか、束ねる組織、大きく言えば国家なんですけども、そういったところは、実は何をしなければならぬのかと言うと、国民の生命財産、安全を守る、国を守る、2番目にやらなきゃならないことは何かと言うと、次の世代のための教育なんです。これは国であろうと、市であろうと、町であろうと、僕は自治体、あるいは国家の一番重要な事ではないかなと思っております。でまして中学校教育は義務教育でございましてね、日本では、そういった物を一部とは言え、これが4町共同と言いながらですよ、かと言って私の町で、例えば北竜の子どもたちも、秩父別の子ども全部沼田に来るといったら僕は反対しないだろうと思いつつも、でも失う町からしてみると、この自分の町の子ども達の教育を自分の町で出来ないと言うことは、もはや自治体ではないのではないかと、国家、例えば国家があつて、じゃ教育はアメリカの教育を日本に施そうと、言ったときに、既に日本の国家ではないんじゃないかと、というような実は思いをしておましてね、そういった意味でけ

しからんなど、思っておりました。この報道に西田町長がくみする事は無いと思っておりますけれども、中学校の設置者として、存念をお伺いたいと、いうふうに思っております。であの、下の３行の方に書いてあるんですけども、沼田高校存続の時に、こんな一間口の学校をどうすると道教委に言われた時に、小さいからこそ出来る教育があるんだという事を、毅然として言われた西田町長、私は、とても好きでした、尊敬しました、その時、その尊敬する西田町長が是非とも言っていただきたいのは、沼田の子供は沼田町が育てるんだと、言う事を是非言っていただきたいなと、その原則だけを確認させていただきたいなと思って質問させていただきます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問の６月３日の報道と言う事でありますけども、予てから私ども首長、５町の首長会議でもそうですけども、そう言う子ども達の減少に対して小学校中学校の学校教育の在り方がどうだろうかという疑問を呈されているのは確かです。やっぱり複式になった時に果たしてやっていけるかなと、率直にそう言う事だと思います。共成北竜の学校が統合になったのもそう言う大きな要因になって統合になったと思いますから、そうした意味では、私のほうから松田教育長にそうした例えば、バスケット部が秩父別の中学校に行って練習しなけりゃならんとか、妹背牛でなんの種目をやらんきゃならんとかの事態になる、その本来的な子ども達の要求、欲求に対して、どう応えるかということはやっぱり検討してもらわなきゃんなどと言う話しをしてありますから、そうした意味での教育長部会、教育長会議なんかでそう言う論議をされているだろうと思います。それは住民の皆さんがどう求めて来るか分かりませんから、その時のために対応せんきゃならんと言う事で検討している事は事実だと思います。しかしながら、私どもとしてその沼田の子供たちの教育を放棄する事は無くて、あくまでも子供の人数が少なくなっても、沼田に中学校、学校を残すべきだというそう言う父兄の皆さん方の意向があるとすれば、それは当然残していかなければなりませんし、その子供を預けているお母さん、お父さんあるいは本人が、そうでなくて、やっぱりもっと大きな単位でやることも必要だという事であればそれも必要なのかなと、そんなふうに思っておりますね、中学校の部活が実際にそうだとすることになりますと、今の状態でそうだとしますと、あと５年１０年経ちますと、もっと極端になりますね、おそらく秩父別北竜はもう複式のそれも一ケタ台の中学生の中で学校を維持しなけりゃならない、そう言う事態になったときに、どう言う対応をすればいいのか。私は極端に言うと、そんなふうになった時には、４町の真ん中に、一番接点の所に学校を建てて、それぞれがそこへ子供たちを運んだらいいんじゃないかという話しを冗談に言った事がありますけども、これば決して自分の町に与えられた権利だとか義務だとかそう言う物を放棄するものではなくて、子供たちの将来より良き発達して成長して頂く為にそう言

う方法もあるということ、それをどれを選択するかというのは、議員の皆さん方の大きな選択権でもありますし、町民の皆さんの選択権もあるのではなか、そんなふうに思っているところであります。当面沼田の場合は、そうした事態を免れる状況にありますので、そうした早急にすぐでという事でないとは言える風だと思いますけども、将来的にそう言うふうになったと場合にどうなんだろうかという検討はやっぱりやっておくべきだなと、そんなふうに思っております。決して責任を放棄するという、そう言うような気持ちは毛頭ありませんので、そうした考え方で今後も進めさせて頂きたいというふうに思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、中村議員。

○8番（中村 保夫議員）仮の話しとしてもあまりして欲しくはないというのが、実際の所であります。で、沼田町の中学生が一学年10人を割り込むような複式校になるような状況になった時に、それでも沼田町の看板を掲げていたとすれば、それは10人の学校を運営すべきだと思うんですよ。でも、恐らく中学校が10人を割り込むと言うと時には、沼田町の人口は恐らく三千を割り込んで二千を割り込んでみたいな時代がきつと来ているんだろうなというふうに思っております。そんなことは想像していませんので、その時もしそう言う事態に立ち至ったときに考えればいいかなと、いうふうに思っております。この新聞記事の中にはクラブ活動で非常に子供が可愛そうだと、いうふうに書いてあるんです。確かにクラブ活動というのは大事な事だし、野球をやりたい少年、柔道をやりたい少年、バスケをやりたい少年、それらが気持ちが充足されるのが一番いい、だけど、中学教育、小学教育それだけではない、スポーツは確かにあるけれども、それだけではない。クラブ活動というのはほんの一部分に過ぎないというふうに私は思っている人であります。先ほど町長の答弁にもありましたけれども、昭和43年に共成中学校、小中学校で併置校だったんですけども、たまさか、隣にいる10番渡邊議員と一緒に机を並べておりました。別段寂しいと思った事はありませんし、クラブ活動は確かに何もありませんでした。ほとんど何も無かったと思います。で、そのとき20人じゃ可愛そうだから、合併しようやと言って、私たち親の世代が合併に踏み切った訳ですね。それが昭和43年です。それで沼田中央中学校に合併を致しました。そこで津川副議長ですとか、上野議員ですとか、金平局長ですとか、名だたる方々と出会ったわけです。ありますけども。その時出会ったから幸せだったか、その人達と話が出来たから、幸せだったかと言うと、別だんそうでもない、渡邊君らと20人のファミリーのような学校で卒業してそれで高校に巣立っていても、それはそれでいい人生があったのかなと、言うふうに思っております。もう一つ書いてあるのはコストの問題が書いてあります。先ほど午前中に中学校単体で建てたら幾らになるんだ、14億2千万だ、3千万だったかな、そういう数字がありました。じゃ、一学級30人で3

0年間卒業生を、耐用年数を30年としてですね、30人を輩出したと、900人というか、1000人ですね。14億の箱を作って、1000人を輩出すると、箱代が一人当たり150万円になりますよね。ぶっちゃけた話し、町長これを一人当たりコスト150万円の箱代というのは、高いと思うか、安いと思うか、その教育に関して、それについてだけ、イエスかノーか、高いか安か、ハイアンドローで一言お願いをしたい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）一番最後だけでいいんですね。私は教育と言うのは、金ではないと思っておりますから、財源、財力といいますか、町の財政が許すのであればそれは、30億であろうが50億であろうが、それは10人に対して投資しようが、5人に対して投資しようが、それはやるべきだと言うふうに思っております。教育は金じゃないいうふうに思っておりますから、懐の続く限り、やっぱり努力すべきだとそんなふうに思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、中村議員。

○8番（中村 保夫議員）全く同感でありまして、さすが西田町長だというふうに思っております。ここで、議長に実はお願いがあるんですけども、これは学校設置者として町長に質問通告をさせて頂いております。ただ問題はそのこの新聞の記事にもありますように、教育長会議で提案されているところもあります。もし議長の許可が得られましたら、植木教育委員長、並びに松田教育長にそれぞれの思いを一言ずつ頂いて頂きたいんですけども、議長の許可をお願いいたします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、許可を致しますけども、次回からは答弁要求者に名前をあげて頂きたいと思います。いい答弁が出てくるか来ないか分かりませんので、お願いしたいと思います。

○8番（中村 保夫議員）答弁とは思っておりませんで、通告ではないので、答弁だとは思っておりませんので、それぞれの思いをお伺いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、それでは続けて下さい。

○町長（中村 保夫議員）この中学校の在り方について、どう思うかという、思いを伺いたいというふうに思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、教育委員長。

○町長（植木和美教育委員長）ただ今突然出されましたけれども、あの新聞につきましては、僕は教育部会だとか、関係ないですから、実際にその現場に居た訳ではありません。町長がお答えになりましたけれども、やはり、今の所それぞれ教育施設の関係については説明を議員さんも受けたと思えます。今の段階では中学校を、僕の考えですけどね、中学校については、中学生については町で予算の許す限り地元で教育したいなとそう言う考えでいます。どこまで答弁を求めているか分からな

いですが、いずれにしても、これからだんだん人口も減っていくだろうし、本当にさっきの話じゃないけど、ひよっとするとそういう事態も起こるかも知れませんし、その時にやっぱり行政を預かるにしてはやはり、それぞれ子供だとかやっぱり父兄だとか町民の皆さんのやっぱり望むようにやはり、財政の許す限り実現していくと言うのが我々に課せられた仕事かなとそんなふうに思っています。今の現時点では、広域の事は僕は考えておりません。

○議長（杉本邦雄議長）はい、教育長

○町長（松田剛教育長）沼田の児童生徒の事を考える中で、今回の6月3日の道新の記事はちょっと飛躍した書き方されたかなと感じてますけども、正直いって北空知の1市6町教育長会議では、それぞれ地域の今の現状の児童生徒の教育のあり方、学校教育もそうですし、部活動の関係も色んなことで、正直言って話し合いをして降ります。そんな中で、今、先ほど町長も話されましたように、例えば部活は一部の教育の一部か分かりませんが、私がこんな中で思い出したことがあるんですけど、私の子供が33か4と二つぐらい下ですけど31位かなと思いますけども、なぜその頃私も教育委員会に居た関係で、沼高の2間口から暫定1間口になったときに、正直いって各中学生の家庭の家に行って、沼高に入るようにと話した頃、あるんですが、その時に自分の子供に、是非沼田高校に行きなさいと話した事があります。そしたら最後は、上の子も下の子も幼稚園から小学校6年間、中学校3年間同じ人と勉強しているので、悪い事はないけども、もっともっと見聞を広めたいんで、深川の学校に行きたいと話していました。その後も色々な関係で教育委員会で仕事に携わる中で、正直いって最近でもよく双子の生徒がいる関係で、学校の先生方でよく話したら、小学校の時も中学校の時も一クラスの中に双子がいて、中々色々な教育上では可愛そうだという面もあるという話を聞いていたんで、中村議員さんの言われる関係は、充分分かる中、将来的には考えて行く時にはどうゆう形がいいのかという事をこれからも我々教育委員会にいる人間としては検討して行かなければならんかと考えています。

○議長（杉本邦雄議長）はい、それでは以上で町長に対する一般質問を終わります。これをもって一般質問を終了いたします。これで暫時休憩を致します。続けてやります。

（一 般 議 案）

○議長（杉本邦雄議長）日程第6、承認第1号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）はい。承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、

同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成21年6月18日提出。
町長名でございます。次の頁をお開き願いたいと思いますが。

専決処分、地方自治法第179条第1項の規定によって、平成20年度沼田町一般会計補正予算専決第1号を別紙のとおり専決処分する。平成21年3月30日付けでございます。町長名でございます。別冊の一般会計補正予算専決第1号、1頁をお開きを願いたいと思います。

[以下、別冊専決第1号を朗読]

○財政課長（辻山典哉課長）なお、本専決予算につきましては国の第2次補正予算等によります各事業、これに置ける繰越明許費の設定をする必要があるために補正予算としたものでございまして、3月の末日時点で明許額を確定をさせなきゃならないと、いうことから専決処分としたものでございます。次の頁をお開き願いたいと思います。第2表に繰越明許費ということで、それぞれ記載をしております。年度内完了しない予算につきましては、自治法の規定によりまして翌年度に繰り越して使用することができるわけございまして、20年度補正予算第7号で計上した、10事業のうち8事業について。また、補正予算第8号で計上したなごみのスプリンクラーの整備工事について、繰越明許の設定を行うものでございます。なお、これが繰越明許総額2億1537万円を翌年度に繰り越すこととしてございます。

6頁をお開きを願いたいと思いますが。6頁以降につきましては歳入歳出それぞれある訳でありますけれども、この予算補正につきましては繰越額を確定させる為に、事業費の精査を行ったものでございます。以上で説明を省略、終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第1号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第7、承認第2号。専決処分の承認を求めることにつ

いてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）はい。承認第２号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第１７９条第１項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成２１年６月１８日提出。町長名でございます。次の頁、専決処分書をお開き願いたいと思います。

専決処分、地方自治法第１７９条第１項の規定によって、平成２０年度沼田町一般会計補正予算専決第２号を別紙のとおり専決処分する。平成２１年３月３１日付けでございます。町長名でございます。別冊の一般会計補正予算専決第２号、１頁をお開きを願いたいと思います。

[以下、別冊専決第２号、第１条第１項を朗読（第２項以下省略）]

○財政課長（辻山典哉課長）本専決予算につきましては、平成２０年度決算見込みを調整をした結果、歳計剰余金が約１億８７００万生ずる見通しとなりまして、明許繰越に必要な繰越金７３７９万１千円を控除した額、約１億１３２０万これが翌年度の準繰越金となることから、決算処理と致しまして減債基金の繰入金５千万円減額処理をし、準繰越金の額を約６３００万とするためこの補正予算を専決処分させていただいたものでございます。

それでは７頁お開きを願いたいと思います。７頁歳入でございますが、歳入補正の主なものと致しまして、まず１点目地方譲与税から地方交付税までの、いわゆる一般財源科目、この額の交付確定によりまして３０４２万７千円を増額補正したことでございます。２点目と致しましては基金充当事業におけます、それぞれ歳出ベースの事業費確定によりまして各基金の繰入金、これを１５５３万円の減額補正をしたことでございます。３点目としましては決算処理といたしまして、減債基金の繰入金５千万円減額補正をしたことでございます。４点目につきましては起債の同意額これの確定によりまして１００万円の減額補正をしたことでございます。このことが主な内容でございますので、個別の歳入内容につきましては省略をさせていただきたいと思います。

１１頁歳出の方をお願いをしたいと思います。歳出補正であります。この専決予算の基本と致しまして、先程歳入で申し上げましたとおり各基金充当事業の確定によりまして、各関係予算の執行残これの減額処理をしたことでございます。その他の経費の執行残の減額処理を行いまして、収支の均衡を図った、このことが主な内容でございます。まず、２款の総務費であります。９目の企画費で１４２万６千円減額をいたしてございます。これにつきましては、緑化検討事業補助金、これが戻し入れがございまして、不用額が発生をするということから減額処理をさせていただきました。次に１２目の自治振興費で１９０万７千円の減額処理を致してございます。自治振興協議会の補助金等の減ということでございます。自治振興協議

会補助金の中の地域活性化事業分、これにある程度の執行残が生じたのでこれを減額処理を致したものでございます。１４目の自動車学校費であります。４４０万円の減額、指定管理の委託料としての減額であります。１３００万の委託料を予定してございましたけれども、収支の改善がなされまして結果として８６０万円の委託料に留まったということから、執行残が生じたものでございます。

次に２０目の移住定住促進費であります。３９５万円の減額処理をいたしてございます。これにつきましてはまず、負担金の方で住宅取得等の奨励金の減額で２９０万行っております。これにつきましては移住定住促進基金の充当事業でございます。この執行残を整理をいたしまして基金も減額処理をしたものでございます。その下段社長になりませんか事業であります。１００万円の減額をいたしてございます。１件の申請があった訳であります。最終的に採択とならなかったということで、これも減額いたしてございます。これが財源につきましては道支出金のチャレンジ交付金というのがございまして、これを財源としておりましたのでこれを減額処理をあわせていたしてございます。

次の頁１２頁をお開き願いたいと思いますが、３款民生費であります。３目の介護支援費で２４０万円の減額処理を致してございます。節で１３節の委託料それから１９節の委託料とも、社会福祉基金を充当した事業でございまして、それぞれ各充当事業の執行残によりまして、それを減額をし社会福祉基金の繰入金も併せて同額で減額をしたものでございます。

４款衛生費の１目清掃総務費であります。３２７万５千円の減額でございます。ご覧の通りディスプレイ設置の助成の執行残分の減額でございます。

６款の農林水産業費６目農業総合対策費で、７６４万６千円を減額をいたしてございます。これにつきましては、まず農業経営高度化支援事業補助金等の減ということで５７２万９千円落としてございます。これは農業振興基金充当事業に係ります執行残これを減額をしたものでございまして、基金繰入金を同額減額をしてございます。その下段の農地流動化支援事業等補助金で１９１万７千円減額いたしてございます。これも同じくこれは農地流動化事業の執行残分として農地流動化基金も併せて同額減額をさせていただいてございます。

次の頁７款の商工費であります。１目商工業振興費で５４２万円の減額処理でございます。１９節で５４２万、中心市街地活性化促進奨励事業補助金等の減ということで５４２万であります。商工観光振興基金を充当している事業の執行残の減額を行っております。その他、中小企業の融資利子等補給事業こういったものの執行残を併せて減額処理をしたものでございます。２目の観光費２６万５千円の減額につきましては、ふるさとづくり基金の執行残これを整理しております。

次に８款の土木費１目の道路橋梁維持費であります。５５５万８千の減額であ

りまして、委託料の町道除雪委託料の減額であります。本年度小雪であったために当初設計に対する実績差額分これの戻し入れによりまして、不用額が生ずることからこれを減額をしたものでございます。

次の頁をお開きを願いたいと思いますが、１１款の交際費であります。元金で補正額は出て参りませんが、財源の中で決算処理と致しまして、減債基金の繰入金５０００万を減額をいたしてございます。一般財源との振替をここで行ったものでございます。

１２款の諸支出金であります、５目のふるさとづくり基金費で２８万３千円増額をいたしてございますが、３月補正以後の寄附金分これの積立を行う為に追加予算としたものでございます。

以上で専決第２号の説明とさせていただきます。ご承認のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第２号は、承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第８、承認第３号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）はい。承認第３号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第１７９条第１項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成２１年６月１８日提出、町長名でございます

次頁、専決処分書をお開き願いたいと思います。

地方自治法第１７９条第１項の規定によって、町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めこれを専決処分する。平成２１年３月３１日、沼田町長名でございます。次頁をお開きを願いたいと思いますが。

町税条例等の一部を改正する条例。まずは、提案理由のご説明を申し上げたいと

思います。地方税法等の一部を改正する法律これが171国会において成立を致しまして、平成21年3月31日法律第9号として公布されたことに伴いまして、町税条例の関係条文について改正準則に基づき所用の改正を行ったものでございます。法律の施行が4月1日であることから専決処分とさせていただいたものでございます。改正条文につきましては非常に煩雑となっておりますので朗読を省略をさせていただきますまして、主な内容をご説明をさせていただきたいと思いますが、今年度の税制改正におきましては、現行制度の延長及び継続、こういったものが主な改正内容になっているところから、特に説明資料等用意をしてございません。お許しを願いたいという風に思います。まず、個人町民税であります。1点目住宅ローンの特別減税の延長でございます。現行所得税において住宅ローンの年末残高に対しては一定の率を乗じて控除を受けることが出来ます。その際所得税から控除しきれなかった額を、一定の金額を上限として個人住民税で控除する制度これは今でもある訳でありますけれども、この制度を延長するものでございます。対象者につきましては平成21年から平成25年までに入居したもので、平成22年分の町民税から平成35年度分までの町民税が適用となるものでございます。21年から25年までの入居に係る、住宅ローンの減税分所得税から差し引けなかった分を個人住民税から引く制度、これの延長でございます。

なお、この町民税にかかります減収補填、減収補填っていいですかね、補填のために減収になる部分につきましては、国からの特例交付金で全額措置がなされるという仕組みになっているものでございます。

2点目は、土地等の長期譲渡所得にかかる特別控除の創設でございます。これは租税特別措置法の改正によるものですが、個人が平成21年1月1日から平成22年12月31日までに間に取得した土地を5年間以上保有し、譲渡した場合、その譲渡の金額から1000万円を限度に。

（「説明省略」の声）

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第3号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決

しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第9、議案第39号。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）はい。議案第39号、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を提出する。平成21年6月18日提出、町長名でございます。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。沼田町国民健康保険税条例（昭和35年条例第14号）の一部を次のように改正する。改正条文につきましてはこれも煩雑になっておりますのでこれも朗読を省略させていただきます。提案理由をご説明を申し上げます。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、介護納付金賦課額の最高限度額の改正、及び保険給付の見通しから税率の改正を行ったものでございます。21年度は医療費の増加によりまして、必要税収額の増加が見込まれるところでございます。仮に必要額に近づけた税率で積算をいたしますと、被保険者の負担水準が極端に増加をしてしまうことから、基金より3000万円を繰り入れを致しまして、負担額が前年度と同程度の水準になるよう税率の改正を行ったものでございます。なお、これら改正につきましては5月26日に開催されました沼田町国民健康保険運営協議会において、諮問を申し上げ承認をいただいたものでございます。なお、主な内容につきましてはお手元にお配りになっております改正概要についてご説明を致します。

まず1点目ではありますが、介護納付金の限度額の改正です。只今申し上げましたとおり、施行例の一部の改正の公布によりまして、介護納付金が現行9万円を10万円に限度額が改正されたものでございます。

次に税率の改正ではありますが、医療に係る所得割を3.45%から3%に改め、均等割2万4千円を2万6千円、平等割1万6千円を1万8千円に改めるものでございます。また、後期高齢者支援分で均等割、平等割を現行4千円を5千円に改めるものでございます。

次の頁をお開きを願いたいと思いますが、21年度の保健税の税率の算出資料でございます。右肩の表ではありますが、ここではそれぞれ改正前、改正後の数値を記載をいたしてございます。太線網で囲んだ部分が今回の改正部分でございますのでご覧を頂きたいと思っております。右下の3、低所得者の軽減額の改正部分ではありますが、これにつきましてはそれぞれ低所得者の軽減額について7割5割2割、それぞれ均等割と平等割の改正がなされましたので、それぞれの軽減率を乗じた額に改正がなされたものでございます。この表については改正後の数字が記載をされているもの

でございます。

次の頁をお開きを願いたいと思いますが、国民健康保険税の階層割合であります。それぞれ、限度額の超過世帯から2割軽減世帯までが記載をしてございますが、トータルベースで見ていただきたい訳であります。まず課税世帯で6世帯の減、それから被保険者で39人の減少となっております。それと併せて、1世帯当たりの課税と、1人当たりの課税額をご覧を頂きたいわけですが、1世帯当たり、1人当たりの課税額では、医療では減額となっておりますけれども、介護、後期高齢者支援分では若干負担増という形になってございます。あとはお目通しを願いたいと思います。

次の頁をお開きを願いたいと思いますが、北空知管内の賦課状況でございます。何とか出揃いましたので表にまとめてございます。沼田町の分につきましては一番下段、先程申し上げましたとおり医療除いて若干の負担増という風に本年度なったという状況にあります。それぞれ管内の状況を見ますと、一番水準が、負担水準が低いのは幌加内町でございます。その次に妹背牛町というような感じになっておりますが、それぞれ医療、後期、介護とばらつきはあるわけですが、沼田町的水準的には概ね妹背牛町と同程度の水準でなかろうかと思えます。北空知管内の中では3番目程度の水準の負担ということになろうかという風に思います。いずれにしても、3000万の基金の取り崩しを持ってこの税率を作り負担水準を抑えたということになってございます。

次の頁にそれぞれ改正前と改正後による影響を3パターン示してございます。簡単にお話します。まず1番目の例ですが、給与所得250万の例であります。会社に勤務しているAさんですが、昨年27万700円の税額が改正案では27万6千円となりまして、5300円の増額になるわけであります。医療分で300円、後期支援分で5000円の増ということになります。それから農業所得のあるBさんの場合ですが、農業所得と給与所得合わせ300万の所得で例をとってございますが、年税額で32万4500円が32万9千円ということで、4500円の負担増という風になります。医療費では500円の減額ですが、後期支援分で5000円の増という風に試算がなされてございます。次のパターン65歳以上のひとり世帯、Cさんの場合ですが公的年金収入110万の世帯7割軽減の適用世帯であります。年税額が1万4400円これが1万6200円の1800円の増額という試算になってございます。いずれにしても大きな負担にならないような激変緩和を基金でさせていただいた内容でございます。

以上が今回の主な改正の内容でございます。このほか条文と致しましては税法上の条文が改正されたことによりまして、引用条文の字句の改正などを行ったものでございます。以上提案理由のご説明をさせていただきましたのでご審議のほどよろ

しくお願いを致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第３９号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。ここで暫時休憩致します。４時１５分までを目処に休憩致します。

休憩 １６時０９分

再開 １６時１５分

○議長（杉本邦雄議長）それでは再開を致します。日程第１０、議案第４０号。平成２１年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第４０号。平成２１年度沼田町一般会計補正予算について。平成２１年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する平成２１年６月１８日提出、町長名でございます。

別冊の補正予算第２号、１頁をお開きを願いたいと思います。

〔以下、議案を朗読〕

○財政課長（辻山典哉課長）まず、９頁歳出をお開きを願いたいと思います。まず歳出であります、２款の総務費９目の企画費であります、５０万円を追加をさせていただいております。役務費という事で手数料５０万の追加であります、これにつきましては、課題となっております大型の様々な政策案件、こういったものにかかります調査、あるいは作図それから資料等作成の為の手数料を計上させていただいたものでございます。

２１目の新エネルギー推進費であります、４０万円の減額であります。利雪技術開発センター運営協議会、これを沼田町食糧貯蔵流通基地構想推進協議会に統合がなされております、このことによりまして、総務費から農業費の当該科目の方へ予算の組み換えをしたというものでございます。

次３款民生費であります、７目老人医療費で７４万５千円の補正増でございます。

す。後期高齢者医療特別会計の繰出し金として増額を見てございますが、後期高齢者特会の健康増進事業として繰出すものでありまして、特会での事業費は12万4千5百円でございます。

次に4款の衛生費1目保健衛生、保健総務費であります。15万4千円19節であります。道北ドクターヘリ導入事業負担金として15万4千円の追加でございます。これにつきましては道北ドクターヘリにつきましては救命救急センターを有します旭川赤十字病院を基地病院と致しまして、本年10月1日から運行予定となっております。道北圏56市町村が運行圏域となっております。これが補正予算はヘリの格納庫整備、旭川医大に設置されるわけですが、これに要する圏域市町村の負担金でございます。事業費1億円のうち2500万を圏域市町村で負担をするものでございまして、町村は均等割で一律5万円、人口割で10万4千円でございます。今後におけるランニングコストに係る行政の負担は発生しないということになっているようでございます。

次の頁お開きを願いたいと思いますが、2目の健康推進費、それから3目の母子保健費であります。それぞれ、扶助費から委託料への組み換えでございます。当初医師会との関係から一部還付方式で予算を組んだところでございますけれども、医師会の方との協定が整いまして、全面的に委託方式が可能になったということから組み換えを行ったものでございます。

次4目の環境衛生費であります。36万8千円の追加を計上いたしました。これにつきましては修繕料でございまして、火葬場の火葬炉バーナーの取替え修繕経費でございます。点火の不具合それから、燃焼時の異音が発生をすると、こういったことなどがございまして、点火バーナー、それから炉内の噴出し部分の交換を行いたいという風なものでございます。

次の頁お開きを願いたいと思いますが、農業費の4目農地費であります。42万5千円の追加でございますが、経営体育成基盤整備事業北部地区の負担金の増加でございます。これは、道営事業でございますが当初事業費総額を3000万円という中の負担分を計上いたしてございましたが、事業費全体で9104万8千円に増額になったということから、町負担の増額を見たものでございます。なお、暗渠排水に係ります、農家負担軽減対策を継続をいたしてございまして、7.5%の負担率を5%、パワーアップ水準に軽減するということから、この2.5%の差額について負担軽減として、19万9千円の増加を計上したものでございます。

6目の農業総合対策費でございますが、40万円。これは先程総務費の方で申し上げました、利雪技術開発センターの補助金を統合したことによりまして、こちらの備蓄流通基地構想推進協議会の補助金の方へ移行したものでございます。

12目の就農支援実習農場運営費であります。46万5千円の追加でございま

す。修繕料の追加であります、イチゴハウスの中の暗渠、それから周囲の明渠この整備改修の為の経費を見たものでございます。

次に８款土木費１目の道路橋梁維持費であります、８８５万の追加であります。これにつきましては、落雪防止柵の改修工事という事で計上しましたが、原野北線の農協倉庫沿い、ファクトリーに向うところの農協倉庫がある訳であります、その屋根の雪の落雪によりまして、落雪防止柵がH溝支柱が根元より破断になっていると、こんなことで大きく破損をしていることから農協の費用負担を得て改修をするものでございます。農協の費用負担の財源はその他で８８５万と計上してございますが、当時農協が道営事業で設置を要請したものでございまして、北海道から農協への財産譲渡が出来ないという事から、町へその財産が譲渡されてございます。農協は倉庫の一部としてこの防止、防雪柵を考えておりますけれども破損原因が農協倉庫の屋根の落雪ということで、農協側もこれを認識をされていいるということで、協議の結果農協の費用負担でこれを改修するということで町予算に計上したものでございます。

次の頁をお開きを願いますが、１２款の諸支出金４目の振興基金費であります、８８５万であります。指定寄付として積み立てるわけではありますが、只今申し上げました原野北線の落雪防止柵に係る改修経費負担、これを農協からの寄付として受け入れてこれを積み立てる予算でございます。以上が歳出でありまして。

７頁歳入の方をお開きを願いたいと思います。歳入であります、まず地方交付税であります。繰越金を今回予算計上致してございまして、このことによりまして一般財源が加充当になることから、交付税を減額して収支の均衡を図ったものでございます。５７５５万６千円を減額を致しまして、総額で１８億９８５２万としたものでございます。これにつきましては、現時点でいわゆる交付税の額が減額になったというものではございませんで、あくまでも財源調整のための減額でございます。

１８款の寄附金であります、総務費の寄附金で８８５万、振興基金の指定寄附金であります、これが先程申し上げました、落雪防止柵改修の農協からの寄附金として、受け入れる予算でございます。

次の頁１９頁でございますが、ここでは繰入金であります。振興基金の繰入金でありまして、同じく８８５万、この数字ばかり出て参りますけれども、基金に１回積み立てたものを取り崩しを致しまして、改修費用の財源に充てるとこういう風な仕組みになっておりますので、繰入金として８８５万円を繰入れる予算を計上したものでございます。

２０款の繰越金につきましては、５８６１万９千円を計上いたしまして、繰越、純繰越金の額６３６１万９千円としたものでございます。

以上で一般会計補正予算第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、横山議員。

○2番（横山忠男議員）11頁の就農支援実習農場、イチゴハウスの暗渠と明渠をしたいという、この前議員の研修っていうかあれ行った時に何かやってるように見えたんだが、本当はこれ専決だったんでないかい。

それと、町に雪、落雪防止か、これのいつ町に移管されたっちゃうか、あんまり記憶ないんだけど、あれ町のもんじゃないくて、農協のもんだと思っとったけど、町になんか移管したような、答えだけど、何時ごろされとるかちょっと。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）まず1点目でありますけども、私もちょっと気にはなっていたんですが。先日視察をした段階で既に素掘りの側溝が出来ておりました。現実問題としては既に執行済みという事で農業振興課長よろしいですね。違います。失礼しました。それでは農業振興課長の方。

○議長（杉本邦雄議長）はい、農業振興課長。

○農業振興課長（辻広治課長）実はこの暗渠につきましては、1箇所ですね試験的にハウスの中にやったものであります。でその結果ですね暗渠を入れた周りが非常に落ち着いたというか、前まではちょっと水が抜けきらなくてですね、ちょっとべとべとしたのが落ち着いたということで、今回その後ですね4、5本ですか、4本だったか5本入れるということでやらしていただきたい。それと素掘りについては横、後ろの方のやつですが、あれは前に素掘りをしたものでありまして、あれをもう少し下げたいという事でこのことで、これあの専決ですか、先に執行はしてありませんのでご了解をいただきたいと思いますので。1本については予算の中での修繕費の中で1本ちょっとあの、業者さんの方をお願いをしてやらせていただきました。その結果に基づいてですね、これだけ増やさせていただきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですか。

○2番（横山忠男議員）いや、もうひとつ。

○議長（杉本邦雄議長）建設課長。

○建設課長（谷口勲課長）ただいま落雪防止柵のですね、譲渡でございしますが。道路建設時にですね支庁より町が譲渡を受けております。

○2番（横山忠男議員）何年頃。

○建設課長（谷口勲課長）今すぐでないですが。建設から十数年経っていると思います。

道路できた時と同じ年に受けております。

○議長（杉本邦雄議長）よろしいですか、何か11年という事ですが。あとから正確な年数教えてやって下さい。よろしいですね。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第40号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第11、議案第41号。平成21年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園園長（篠原 毅園長）はい、議案第41号、平成21年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成21年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成21年6月18日提出、町長名です。

補正予算書の1頁をご覧ください。平成21年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算第1号、平成21年度沼田町の養護老人ホーム特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ745万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2242万8千円と定める。2号は省略いたします。平成21年6月18日提出、町長名です。

今回の補正予算の主な内容を説明いたします。20年度の決算によります繰越金が、846万

（「説明省略」の声）

○和風園園長（篠原 毅園長）審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入

ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第４１号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第１２、議案第４２号。平成２１年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園園長（吉田憲司園長）議案第４２号、平成２１年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成２１年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成２１年６月１８日提出、町長名でございます。

別冊の１頁をご覧くださいと思います。

[以下、議案の朗読]

(「説明省略」の声)

○旭寿園園長（吉田憲司園長）よろしくご審議お願いします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第４２号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第１３、議案第４３号。平成２１年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住

民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）はい、議案第４３号、平成２１年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成２１年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成２１年６月１８日提出、町長名でございます。

〔以下、議案の朗読〕

○住民生活課長（栗中一弘課長）今回の補正につきましては、歳入におきまして平成２０年度繰越額の確定、基金の繰り入れ、税率の決定による税収入額の補正と、歳出におきましては保険給付費の増加が見込まれること、拠出金等の確定による補正予算となっております。１０頁をお開きをいただきたいと思います。歳出でございますが、２款の保険給付費１項療養諸費でございます。平成２０年度保険給付費の実績から国の定めます算出基準に基づきまして、各目ごとに再度推計をした結果、療養費、療養諸費合計で７４０万円の追加補正をするものでございます。各目ごとの説明は省略をさせていただきます。

２項高額療養費でございますが、１項と同様に前年実績から再計算の結果に基づきます、１２８万９千円の追加補正とするもので、各目ごとの説明の方は省略をさせていただきます。

次の頁をお開きをいただきたいと思います。３款の後期高齢者支援金等でございます。１目後期高齢者支援金、社会保険支払基金からの額の確定に基づきます補正といたしまして、１９節負担金におきまして、８万７千円の増額補正をするものでございます。

４款の１項１目、前期高齢者納付金。３款同様に額の確定に伴います補正といたしまして、１９節におきまして１万８千円の減額補正をするものでございます。

６款１項１目、介護納付金でございますが、３款４款と同様に額の確定に伴う補正と致しまして１９節におきまして、１７０万９千円を減額補正するものでございます。

次の頁でございます。１０款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、３目償還金でございますが、概算払いを受けております平成２０年度社会保険診療報酬支払基金からの貸借者療養給付費交付金及び、国からの療養給付費負担金の額の確定により返還が生じたために、２３節におきまして７１５万４千円を増額補正し、償還金とするものでございます。

１１款１項１目予備費でございますが、先に議決をいただきました補正予算第１号におきまして、老人保健拠出金精算払いの財源として流用いたしました９８万７千円につきまして、平成２１年度におきます国保税の算定に当たり、本来の１千万円の予備費を持って算定をし、一般財源を確保していくことで国保会計の安定化と負担の公平性を保つ為に、９８万７千円を増額するものでございます。

7 頁へお戻りをいただきたいと思います。保健税の歳入につきましては、繰越金の確定及び基金の繰入れによりまして、税負担の平準を図ったことによります減額補正をするものでございまして、1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、2 目の退職被保険者等国民健康保険税、3 8 万これらの内訳となります節につきましては、記載のとおりでございますので説明は省略をさせていただきたいと存じます。

2 款国庫支出金は平成 2 0 年度の実績を踏まえまして、歳出におきます療養給付費等に対する国費、国負担分の補正となつてございまして、1 項の国庫負担金、1 目療養給付費等負担金 1 2 0 万 7 千円の増額、2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金でございますが、3 2 万円を普通調整交付金として増額をするものでございます。

次の頁でございます。3 款 1 項 1 目療養給付費交付金、歳出におきます退職者療養費に対する社会保険診療報酬支払基金から交付をされるものでございまして、現年分として 2 3 7 万 6 千円を追加補正するものです。

4 款 1 項 1 目前期高齢者交付金、額の確定通知に基づきます 7 万 3 千円の減額でございます。

5 款道支出金、2 項道補助金、1 目財政調整交付金、歳出における療養給付費の補正に伴います道費負担分の増額補正分、2 4 万 9 千円となつてございます。

8 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目基金繰入金でございますが、基金保有額を勘案をいたしまして、本年度 2 7 0 0 万円を繰入れることとしたものでございます。

次の頁でございますが、9 款 1 項 1 目繰越金。平成 2 0 年度繰越額の確定によります 2 4 0 1 千円の増額補正をするものでございます。

以上説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第 4 3 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第 1 4、議案第 4 4 号。平成 2 1 年度沼田町介護保険

特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）はい、議案第44号。平成21年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。平成21年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成21年6月18日提出、町長名でございます。

〔以下、議案の朗読〕

○住民生活課長（栗中一弘課長）今回の補正予算につきましては、歳入におきまして20年度繰越額の確定、歳出におきましては、国、道等負担金の返還金を追加する補正予算となっております。

5頁をお開きをいただきたいと存じます。中段歳出でございますが、3款1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金でございます。前年度繰越金の内国・道への償還金を除きました、残額1万1千円を追加し基金へ積み立てる補正となっております。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目償還金であります。平成20年度給付費を含む歳出の確定によりまして、国・道等への精算返還するものでございまして、23節に74万6千円を追加補正するものでございます。

上段歳入でございますが7款、

（「説明省略」の声あり）

○住民生活課長（栗中一弘課長）ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第44号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第15、議案第45号。平成21年度沼田町老人保健特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）議案第４５号。平成２１年度沼田町老人保健特別会計補正予算について。平成２１年度沼田町老人保健特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成２１年６月１８日提出、町長名でございます。

（「説明省略」の声あり）

○住民生活課長（栗中一弘課長）よろしくご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第４５号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第１６、議案第４６号。平成２１年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）議案第４６号。平成２１年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について。平成２１年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成２１年６月１８日提出、町長名でございます。

別冊補正予算書第１号をお開きをいただきたいと思います。

〔以下、議案の朗読〕

今回の補正予算につきましては、北海道広域連合の補助事業を実施をするための追加と、平成２０年度決算に伴います歳入の補正が主な中身でございます。

６頁をお開きをいただきたいと思います。歳出でございますけれども、１款総務費１項総務管理費１目一般管理費でございます。この補正予算につきましては、１２月に議決をいただきました、ほろしん温泉の優待券の配布を行ったものと同じ長寿健康増進事業の費用を計上したものでございます。先の実施結果と致しまして、バス代を無料と致しまして、利用枚数１７００枚、利用率６０％に達してございます。補助金８２万円の交付を受けたところでございます。この事業期間には温泉を

会場に昼食の実費負担をいただきましたけれども、専門講師を招いた転倒予防、筋力維持体操等の体験をする健康教室を開催し、４７名と多数の参加をいただいたところでございます。今回は補助金が５０万円打ち切りということでございますので、補助金の有効活用検討致しまして、優待券１人３枚、発行額を１１２万５千円と致しまして、前回の利用率から推計を致しましても５０万円の補助金を満度に受け被保険者に還元できると試算をし、７月から７ヶ月間を事業期間と致しまして予算計上をいたしてございます。

１２月の議会の折にも事業内容にご意見をいただいたところでございますが、６割の利用結果を踏まえまして、健康教室と絡めました事業が高齢者の健康増進に寄与することが出来るものと考えてございます。

補正の内訳と致しましては、需用費で優待券の印刷費、役務費で郵送料、負担金補助及び交付金で優待券の代金と致しまして、対象者７５０名に５００円券を３枚配布いたします１１２万５千円を計上致してございます。

３款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、平成２０年度滞納繰越分保険料の収入分を支出する為３万８千円を追加するものでございます。

５頁をお開きを頂きたいと存じます。歳入でございますが１款１項１目後期高齢者医療保険料でございます。滞納繰越分３万８千円を追加するものでございますが、６月１２日全額納入済みとなつてございますので、滞納はございません。

２款繰入金１項一般会計繰入金１目事務費繰入金でございますが、優待事業の一般財源分として、７４万５千円を町会計から繰入れる補正とするものでございます。

３款１項１目繰越金、平成２０年度繰越額の確定による７千円を追加をするものでございます。

５款１項広域連合交付金１目長寿健康増進事業交付金、優待券事業の財源となる補助金として５０万円を追加補正するものでございます。

以上説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第４６号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第１７、議案第４７号。平成２１年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（谷口勲課長）議案第４７号。平成２１年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について、平成２１年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

（「説明省略」の声あり）

○建設課長（谷口 勲課長）よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第４７号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

（報 告 事 項）

○議長（杉本邦雄議長）日程第１８、報告第１号。繰越明許費にかかる繰越計算書の報告についてを議題と致します。本件は報告事項であります。説明を省略し直ちに質疑に入りたいと思います。報告第１号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮り致します。報告第１号は報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって報告第１号は報告のとおり受理することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第１９、報告第２号。株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出についてを議題と致します。本件は報告事項であります。説明を省略し直ちに質疑に入りたいと思います。報告第２号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮り致します。報告第２号は報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって報告第２号は報告のとおり受理することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第２０、報告第３号。財団法人沼田交通教育協会の事業計画及び決算に関する書類の提出についてを議題と致します。本件は報告事項であります。説明を省略し直ちに質疑に入りたいと思います。報告第３号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮り致します。報告第３号は報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって報告第３号は報告のとおり受理することに決しました。

（人権擁護委員の推薦に伴う諮問）

○議長（杉本邦雄議長）日程第２１、諮問第１号。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます、町長。

○町長（西田篤正町長）諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。現人権擁護委員であります吉岡宥二氏の任期満了が平成２１年９月３０日となっております、その後任として引き続き吉岡さんを推薦したいという風に思いますので、下記のものを推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定によって議会の意見を求めます。記、住所、沼田町字恵比島１０２番地１０９、氏名、吉岡宥二、昭和２２年２月２７日生であります。平成２１年６月１８日提出、町長であります。よろしく申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。諮問第１号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は同意することに決しました。

ここで暫時休憩致します。

１６時５６分 休憩

１６時５７分 再開

（日程の追加）

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今意見案第７号、地域医療確保と自治体病院充実のため予算の大幅増額等を求める意見書案について他４件の追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって日程第２２、意見案第７号、地域医療確保と自治体病院充実のため予算の大幅増額等を求める意見書案について、日程第２３、意見案第８号、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書案について、日程第２４、意見案第９号、生活保護の「母子加算」の復活を求める意見書案について、日程第２５、意見案第１０号、景気悪化の直撃から学生を救う緊急対策を求める意見書案についてを日程に追加することに決しました。

（意見案の審議）

○議長（杉本邦雄議長）意見案の一括議題についてお諮り致します。この際意見案第７号から意見案１０号までを一括して議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって意見案第７号から第１０号は一括して議題とすることに決しました。

提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致した

いと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。それでは意見案４件を一括して採決致したいと思います。お諮り致します。只今の意見案４件は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって原案通り関係機関に提出することに決しました。

(閉 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）以上で、本定例会に付記された案件は全て終了致しました。これにて平成２１年第２回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦勞様でした。

１６時５９分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員